

論 説

現代民主主義理論における分岐とその後（一）

——制御概念のアクチュアリティ——

はじめに

第一章 制御対民主主義——「統治能力の危機」論再考

第一節 「統治能力の危機」論の問題設定

第二節 民主主義の必要性と民主主義理論の分岐点

第二章 現代民主主義理論の分岐

第一節 熟議民主主義・確実性・理性

(一) 熟議民主主義と確実性

(二) 熟議民主主義が必要とされる理由①——規範的理由

(三) 熟議民主主義が必要とされる理由②——理論的理由

(四) 選好の変容における理性の役割（以上本号）

第二節 關技民主主義・不確実性・情念

第三節 小括

田 村 哲 樹

第三章 接点の摸索

第四章 分岐以後の民主主義モデルへ

おわりに

はじめに

イギリスの政治理論家であるジョン・ダンは、一九七九年に刊行された著作において、「今日ではわれわれは皆民主主義者である」と書いた⁽¹⁾。しかし、その時点では、ソ連を中心とする国家社会主義諸国の存在は確固たるものと思われたし、また第三世界には多くの権威主義国家が存在していた。それから一六年後に、デヴィッド・ヘルドはあらためて「今日ではほぼ全員が民主主義者であると公言している」と述べる。民主主義は、「西欧諸国において安定的な体制」となつただけではなく、「統治の妥当なモデルとして広く採用されるに至」り、「世界の主要地域において広く民主主義的過程や手続が定着するに至つた」。今や「世界中のあらゆる種類の政治体制が、自らを民主主義国として描写している」のである。⁽²⁾

しかし、ヘルドによれば、このことは「古代から現代に至る民主主義の物語」の「幸せな結末」を意味しない。国家社会主義体制の崩壊は、一部の論者が主張したような西欧の自由民主主義体制の安定化をもたらしてはいな。 「民主主義の思想と実践をめぐる多くの重要な問題」は解決されておらず、「民主主義は、理念としても政治的

現実としても、根本的論争の対象とされている」のである。⁽³⁾ ヘルドの指摘を裏づけるかのように、スーザン・ファーレルとロバート・パットナムは、日米欧の民主主義の現在についての実証研究論文集の冒頭で、以下のように述べている。

「実際、イデオロギーと政治の戦場においてリベラル・デモクラシーがそのあらゆる敵を打ち負かしたまさにその瞬間に、既存の民主主義諸国に住む多くの人民が、自分たちの「リベラル・デモクラシー」の政治制度は弱体化しつつあり（faltering）、順調に機能してはいない（not flourishing）信じているところ」とは、驚くべき皮肉である。」⁽⁴⁾

このように、「リベラル・デモクラシー」の「勝利」以後の今日において、民主主義について論じること、そして「いかなる民主主義か」について問うことの重要性は、むしろ、ますます増大していると言えよう。本稿は、現在の民主主義理論の一端を検討することによって、「いかなる民主主義か」についての私なりの暫定的な見通しを得ようとするものである。

民主主義をめぐる様々な議論の中でも、今日注目されているのは、「ラディカル・デモクラシー」の議論である。ラディカル・デモクラシーと呼ばれる議論の内部には様々な理論潮流が存在する。その中でも本稿は、理性的な合意形成を重視する「熟議民主主義（deliberative democracy）」と、対立の局面を重視する「闘技民主主義（agonistic democracy）」との関係に焦点を当てる。両者の関係は、「哲学的ポスト・モダニズムへの評価の相違」を反映した対立の関係として捉えられることがある。一方の熟議民主主義論が理性的・合理的な合意による問題解決を目指す

のに対して、他方の闘技民主主義論はそのような理性的・合理的合意の限界ないし問題性を指摘し、むしろ合意に異議を申し立てる紛争に民主主義の可能性を見出そうとする。したがって、両者の間には、「共約不可能な対立」⁽⁶⁾が存在するとされるのである。しかし、果たして両者の関係は、「共約不可能な対立」として把握されるしかないのであろうか。それとも、何らかの形で両者の統合を図ることが求められており、かつ可能なのであろうか。

ここで「公共空間（public sphere）」とポスト・モダニズムとの関係を考察したダナ・R・ヴィラの議論とパッチェン・マーケルによる反論を参考してみたい。ヴィラの目的は、ジャン・フランソワ・リオタールらのポストモダニストによる批判から公共空間の概念を擁護することである。その際にヴィラは、ハーバーマスの公共空間論とハンナ・アレントのそれとの差異を強調し、前者に対して後者の公共空間概念を擁護する。ハーバーマスの公共空間論は、「普遍的合意」を模索するものであり、行為者間の異質性＝多元性を侵害する。これに対してアレントの公共空間論は、ポストモダニストと共通する問題関心を持ち、多元性を政治的行為と発話の（条件ではなく）目標とし、「行為を個別化するための機会を尊重する闘技的な主体性（agonistic subjectivity）」を理想と見なすものである。⁽⁷⁾

ヴィラの議論の意義は、公共空間概念に闘技の契機を組み込むことによって、ポストモダニストによる攻撃から公共空間の概念を擁護しようとした点にある。しかし、マーケルは、ヴィラの議論を、ハーバーマスを「合意の思想家」とし、アレントを「闘技の理論家」とする「有害な二分法」の強化に寄与するものである、と批判する。マーケルによれば、ヴィラは、合意志向の公共空間の説明と闘技的な主体性の理論化との間の選択に我々が直面していると示唆している。これに対して、マーケルの目的は、ハーバーマスの「合意への志向性」が「闘技的で対立的な政治的発話・行為」と首尾一貫することにある。マーケルは、ハーバーマスとアレントおよびヴィラの公共空間論に焦点を合わせながら、合意と対立を単純な二分法的対立ではなく、「補完的」な関係として把握し

得ることを論じようとしたのだと言えよう。

ヴィラとマーケルによる公共空間をめぐる議論は、熟議民主主義論と開拓民主主義論との関係について、両者を「共約不可能な対立」ではなく、「補完的」な関係として捉える可能性を示唆している。公共空間をめぐる議論で示唆されたこの可能性を、より直接的に二つの民主主義理論に即して検証し、両者がどのようにして結びつきうるのかについて検討することが本稿の課題となる。

ところで、上記の本稿の課題は、私のこれまでの作業との関係においても重要な意味を持つている。以下ではこの点について述べておきたい。

私は、これまで、ドイツの政治理論家であるクラウス・オツフェの政治理論を事例として取り上げ、その理論的変容過程の探求および彼の新しい社会政治秩序構想の検討を通じて、一九六〇年代後半以降の先進諸国における社会政治秩序の変容はいかなるものであるか、および今後の社会政治秩序のイメージはどのようなものであるのか、を明らかにしようと試みてきた。⁽⁹⁾ この作業において得られた結論を簡潔に示せば、以下のようである。現代社会においては、国家による制御には限界が存在するのであり、したがって市民社会を制御に関連づける必要性が生じる。そのための鍵は、個々の市民が「公共精神」あるいは「責任倫理」といった道徳的感覚を涵養していくことにある。このような感覚は、「アソシエーション諸関係」において形成される。オツフェは、これを「制御の主体化」と呼んでいる。ここにおいて、市民社会は、単に規範的統合の場であるのみならず、社会政治秩序全体に関する拘束的意意思決定の改良のための拠点としても捉えられることになった。「市民社会の政治化」はこの意味で、すなわち單に国家に対立する市民社会でも、国家から分離した市民社会でもなく、「ポスト国家主義的統合関係」という意味で、語られなければならない。ただし、現代社会において、この「アソシエーション諸関係」の形成を所与と見な

すことはできないのであり、ここにおいて国家の役割が依然として要請されることになる。以上のような国家・市民社会関係の理解が、オッフェの議論の再構成を通じて得られた、新しい社会政治秩序の制度構想である。

しかし、「制御の主体化」論に對しては、以下の二点の疑問が提起される。第一に、「制御の主体化」の実現のために要請される「道徳的リソース⁽¹⁰⁾」の調達は、現代社会の諸条件、とりわけ現代社会における価値の多元性、に適合しない過大な要求ではないだろうか。第二に、現代政治における「制御の主体化」の重要性を認めるとしても、他方で政治においては、対立や紛争といった局面が常に存在するはずである。オッフェ自身も、福祉国家をめぐる「解釈の政治」の重要性⁽¹¹⁾や「新しい社会運動」の分析⁽¹²⁾などにおいて、政治における後者の局面を指摘していた。しかし、政治において「道徳的リソース」の要請と対立・紛争の局面との両立は、決して自明ではありえない。⁽¹³⁾ 果たして、政治におけるこの二つの局面の関係は、どのように理解され得るのであろうか。また、「制御の主体化」は現代社会における価値の多元性と適合し得るのであろうか。これらの疑問に答えるためには、私の用いた制御の概念についてさらなる検討を行なうことが必要である。その際に本稿は、制御を推進する原理ないしメカニズムに特に焦点を定めようとするものである。

ところで、制御と対立・紛争の関係の理解としては、以下の二つの方法が考えられる。第一は、政治における対立や争いの局面を表す用語を、制御の対概念として用いる理解である。この場合、政治は、共に「作為」の契機⁽¹⁴⁾を有する、制御と対立という二つの局面から成るものとして理解されることになる。第二は、制御と対立を対概念として考えるのではなく、制御を場合によっては対立をも含むものと捉える理解である⁽¹⁵⁾。本稿は、第二の理解に従つた制御概念の構築を目指すべきだと考える。

熟議民主主義論と闘技民主主義論との関係を考察することは、この仮説を検証するための手掛りとなる。すなわち

ち、両者の差異を特徴づけるとされる合意と対立の関係を検討することによって、本稿の目指す制御のイメージを具體化することができると思われるるのである。^[16]

民主主義理論における合意と対立の関係については、多くの議論が存在するであろうが、最近の議論における一つの傾向は、合意に対して対立を重視する点にあると言えよう。^[17] 先に紹介したヴィラの議論は、その典型である。またヴィラを批判してハーバーマスを擁護したマーケルの場合も、議論の力点はハーバーマス理論における「闘技的な政治的行為」の可能性を指摘することにあった。本稿もこのような視点の重要性を否定するものではない。しかし、他方で、制御を考える際には合意の契機は不可欠であり、この点の確認を欠いて対立の契機のみを強調するならば行き過ぎである。それゆえ、本稿は、制御における合意と対立の両契機の必要性をあらためて主張することになる。言うまでもなく、両契機の必要性を一般的に述べるだけでは不十分である。したがって、どのような形で両契機が関連づけられるのかということが、重要な論点となる。こうして両契機の関係を明らかにした上で民主主義的制御モデルを提起することが、本稿の最終的な課題となる。

本稿は、ミクロレベルにおける諸個人の選好形成メカニズムの説明に多くの紙幅を費やす。しかし、その目的は、諸個人がどのような選好を持つた人間であるべきか、といった人間論的な問題を解明することにあるわけではない。むしろ、本稿の問題関心は、規範的政治理論だけではなく、近年の経験的政治学理論の問題関心とも大幅に異なるものである。一九八〇年代以降、政治学理論においては新制度論（new institutionalism）が大いに脚光を浴びている。このアプローチは様々な変種を含むものであるが、ここでそれらを紹介し、検討することはできない。^[18]

重要なことは、いくつかの変種を含むこの新制度論が、選好形成メカニズムの解明を重視していることである。エレン・イマーガットは、新制度論の諸潮流が「政治において表現された諸選好が、それらが表明される制度的諸

文脈によってかくも根源的に影響される時に、行為者が望んでいるものを確定する」との困難性に関心を持つている」と述べている。このような問題関心こそ、新制度論の「理論的中核 (theoretical core)」に他ならない。そして、このような新制度論の問題関心は、五〇年代以降、政治学の中心的位置にあった、「観察可能な行動」のみに焦点を当てる行動論的政治理学への対抗を意味している。第一に、行動論的政治理学においては、表明された選好は全て「本当の選好 (real preference)」と見なされるが、新制度論は、表明された選好と本当の選好との間の区別に関心を持ち、なぜ特定の選好が表明され、同等にありえたであろう他の選好は表明されなかつたのか、という点を解明しようとする。第二に、行動論的政治理学は、選好の集計を自明視し、そのためのメカニズムは効率的であると見るが、新制度論は「集計の概念それ 자체を議論する」。「政治的決定は個々の選好の集計に基づき置く」とはできない」と考へる点で、多くの新制度論は一致しているのである。⁽¹⁹⁾ 本稿における選好形成メカニズムへの関心は、このようないくつかの経験的政治学理論の問題関心とも共鳴するものである。

本稿は、以下の順序で考察を進める。第一章では、かつて新保守主義論が提起した「統治能力の危機」論の再考を通じて、現代社会という歴史的条件下において、制御が民主主義と結びつく理由を検討するとともに、民主主義理論における分岐の発生を論じる。第二章では、この民主主義理論の分岐の内容について詳しく検討する。とりわけ、ここでは、この分岐を「共約不可能な対立」として表象させるような諸特徴を抽出するつもりである。これに対して、第三章では、二つの民主主義論の接点を模索する。そのために、まず、熟議民主主義における自己批判の諸論点を確認する。その次に、闘技民主主義論の抱える理論的アポリアについて指摘した後に、分岐以後の民主主義モデル構築の指向性について述べたい。第四章において、以上の検討を踏まえて、合意と対立の両契機を適切に組み込んだ民主主義モデルが提起される。それは、過程論的に理解された熟議民主主義を基礎としつつ、闘

技民主主義のいくつかの論点を組み込んだものとなるだろう。最後に、制御概念についていかなる知見が得られたのかと云う点を中心におとめを行なへよう。若干の今後の課題を提示して、本稿を閉じる。)

結

(1) John Dunn, *Western Political Theory in the Face of the Future*, Cambridge University Press, 1979, p.1. 38, 39, 40. (半沢孝磨訳)『政治思想の未来』、みやや書房、一九八〇年、111頁。なお、あらかじめ述べておくる、外国語文献や翻訳があるものは、適宜それを参照しておるが、本稿の文脈等の関係によつて一部訳を変更しておる場合がある。

(2) David Held, *Models of Democracy*, second edition, Polity Press, 1996, p.xi. 1. 「ティックル・ヘルム（中谷義和訳）『民主政の諸類型』」、御茶の水書房、一九九八年、iii' 111頁。

(3) *Ibid.*, p.xi. 邦訳、iii頁。

(4) Susan J. Pharr and Robert D. Putnam (eds.), *Disaffected Democracies: What's Troubling the Trilateral Countries?*, Princeton University Press, 2000, p.xviii.

(5) 熟議民主主義や開拓民主主義などの概念は、アメリカにおいて最も議論が盛んな概念である。本稿がどちらかと言えばアメリカ在住の理論家の著作・論文を多く参照しているため、このような事情が背景にある。しかし、私は、これらの概念が特殊アメリカ的な文脈においてのみ意義を持つとは考えていない。ヤン・エルスターが言つてもうに、「熟議民主主義の理念およびその実際の実施は、民主主義そのものと同程度に古い」ことは、その理由の一つである (Jon Elster, "Introduction," in Jon Elster (ed.), *Deliberative Democracy*, Cambridge University Press, 1998, p.1)。それに加えて冒頭で述べたよべに、民主主義の問題は、今日世界的な問題である。

また、理論的系譜から見ても、熟議民主主義の一つの有力な系譜は、ドイツのユルゲン・ハーバーマスに由来するものであり、アメリカ在住の理論家中にも彼の多大な影響のもとに自らの理論を構築している論者が少なくない。さらに、近年のハーバーマス自身が、彼の議論を基礎としてアメリカで展開された民主主義論の論点を再吸収するという現象も見られる。この点については例えば、Jürgen Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, mit einem Vorwort zur Neuauflage 1990, Suhrkamp, 1990. ハルゲン・ハーバーマス（細谷貞雄・山田正行訳）『第二版公共性の構造転換—市民社会の一カタゴリーについての探求』、未來社、一九九四年、の「一九九〇年新版への序言」などを参照されたい。また、ハーバーマスを含むドイツの批判理論とアメリカの知識人との関係については、マーティン・ジエイ「序論」、マーティン・ジエイ編（竹内真澄監訳）『ハーバーマスとアメリカ・フランクフルト学派』、青木書店、一九九七年、七・三一〇頁、が興味深い。ここに見られるのは、民主主義理論への関心が少なくとも欧米において一国レベルを超えて共有されるつあるという状況であると思われる。

」)のように述べるからといって、本稿は、各国固有の文脈に焦点を当てた民主主義理論構築の重要性を否定するものではない。例えば、民主主義理論のドイツ固有の文脈としては、いわゆる「政党不信 (Parteienverdrossenheit)」の現象、東西ドイツ統一後の旧東独の人々や外国人労働者との共生の問題などが挙げられる（ドイツにおける民主主義論の文脈については、北住畑一『ドイツ・デモクラシーの再生』、晃洋書房、一九九五年、木部尚志「ドイツにおけるラディカル・デモクラシー論の現在——ハーバーマス・マウス・ホネット——」、「思想」、第八六七号、一九九六年、二〇五・二〇七頁、などを参照）。また、『ドイツにおける政治参加と市民関与』と題する下記の論文集に、いくつかの興味深い論文が収録されているが、それらを十分に検討することはできなかつた。他日を期したい。Angar Klein und Rainer Schmalz-Brunn (Hg.), *Politische Beteiligung und Bürgerengagement in Deutschland: Möglichkeiten und Grenzen*, Nomos, 1997.)。ただし、各国の文脈を強調する立場において、熟議あるいは闘技そのものに関するより一般的な論点が十分に探求できない可能性も存在する (Cf. John S. Dryzek, *Deliberative*

Democracy and Beyond : Liberals, Critics, Contestations, Oxford University Press, 2000, p.65)。」のほかに民主主義理論を論じる際の文脈への依拠については、長所と短所を指摘し得る。私自身は、上記の理由から、様々な諸国において民主主義理論への問題関心が共有されつつあるという点に関心を持つところ。

- (6) 向山恭一「ラディカル・デモクラシー——『政治的なもの』の倫理化に向けて—」、有賀誠・伊藤恭彦・松井暁編『ボストン・リベラリズム—社会的規範理論への招待—』、ナカリシヤ出版、11000年、1117頁。

- (7) Dana R. Villa, "Postmodernism and the Public Sphere," *American Political Science Review*, vol.86, no.3, 1992, pp.712-721.

- (8) Patchen Markell, "Contesting Consensus : Rereading Habermas on the Public Sphere," *Constellations*, vol.3, no.3, 1997, pp.377-400.

- (9) 田村哲樹「国家・社会関係の変容—クライス・オッフェの政治理論—」、名古屋大学大学院法医学研究科博士論文、一九九九年。」の論文の前半部分は、下記の拙稿に部分的に大幅な修正を施したものである。田村哲樹「国家・社会関係の変容—C・オッフェにおける『作為』と『制御』の論理の検討を通じて—(1)(1)(11・82)」「法政論集」、第171、174、175号、一九九八年。

- (10) 「道徳的リソース」など用語は、下記の論文で用いられてゐる。Claus Offe and Ulrich Preuss, "Democratic Institutions and Moral Resources," in David Held (ed.), *Political Theory Today*, Stanford University Press, 1991, pp.143-171. 以下では、」の論文をOffe and Preuss, 1991と略記する。

- (11) Claus Offe, "Smooth Consolidation in the West German Welfare State : Structural Change, Fiscal Policies, and Populist Politics," in Frances F. Piven (ed.), *Labor Parties in Postindustrial Societies*, Polity Press, 1991, p.143. Claus Offe, "A Non-Productivist Design for Social Policies," in Philippe van Parijs (ed.), *Arguing for Basic Income : Ethical Foundations for a Radical Reform*, Verso, 1992, p.67.

- (12) Claus Offe, "New Social Movements : Challenging the Boundaries of Institutional Politics," *Social Research*, vol.54, no.4, 1985, pp.817-868.

- (13) その事例として、ロバート・ペットナムの「社会資本」論に対する批判が挙げられる。すなわち、ペットナムの「社会資本」を構成する「市民的徳性」概念では、市民社会を「社会的争いのアリーナ」として見る」とができない、ところである。Ash Amin, "Beyond Associative Democracy," *New Political Economy*, vol.1, no.3, 1996, pp.309-333. Michael W. Foley and Bob Edwards, "The Paradox of Civil Society," *Journal of Democracy*, vol.7, no.3, 1996, pp.38-52.

- (14) 「作為」は、私が制御するにもオフエ政治理論を分析する際に用いた分析概念であるが、本稿では「作為」の概念が明示的に用いられる」とはない。その理由は以下の二点である。

第一に、私が「作為」概念を用いた主たる目的は、オフエ政治理論における構造的制約要因の強調からの理論的変容を明らかにするためであったが、この目的は果たされたと考える。第二に、「作為」概念使用の目的は、現在の社会政治秩序の変容過程が様々な行為主体の「作為」に媒介されているだけでなく、今後の秩序構想も様々な行為主体の「作為」を組み込むことでのみ可能となる、との主張を行なう」とにもあつたが、この主張についても、「これまでの研究において相当程度明らかにし得たと考える。以上の二点により、私が「作為」概念を用いて解説すべき課題は、基本的に達成されたと考えられる。

したがって、現時点における課題は、「作為」を前提とし、その上で発生する諸問題の解明ということになる。例えば、「行為」の概念は様々な政治的行為の概念を内包するものであったので、それらの諸行為間の関係を解説すること、すなわち「いかなる行為か」という問題も重要である。この点について、前掲博士論文ではコミュニケーション的行為との対比で戦略的行為の重要性を指摘した。このような現状認識からすれば、本稿の課題は、制御における行為の契機の重要性を前提とした上で、「いかなる制御か」という問題の解説、ということになる。

- (15) いずれの場合も、私の問題関心は、制御についての普遍的・一般的原理を探求する」とではなく、あくまでも現代社会といふ特殊歴史的な文脈において制御概念を検討することにある。

- (16) 本稿が扱うテーマは、政治学においては、しばしば権力論における異なる権力観の存在として議論されてきたものである。

現代民主主義理論における分岐とその後（一）（田村）

そのでは、権力觀の二つの潮流—その一つは、マックス・ウェーバー・ヨロバート・ダールによつて代表される、不均衡な影響力關係としての権力觀であり、もう一つは、タルコット・パーソンズ、アレント、あるいはハーバーマスによつて代表される、集合的能力・集合的達成物としての権力觀である—が指摘されるとともに、両者の統合が模索されている。権力論の動向については、田口富久治『政治学講義』（名古屋大学出版会、一九九三年）、向山恭一「政治権力と民主主義—規範論的転回【以後】の権力論の課題」、内山秀夫編『講座 政治学 I 政治理論』、三嶺書房、一九九九年、七三・九六頁、杉田敦『権力』、岩波書店、一〇〇〇年、盛山和夫『権力』、東京大学出版会、一〇〇〇年、などを参照のこと。

(17) 近著で齋藤純一は、合意の形成（「共約可能なもの」）と合意の解体（「共約不可能なもの」）との対立は、「すれ違わざるを得ない」としたうえで、「討議は合意が形成される過程であると同時に不合意が新たに創出されていく過程でもある。合意を形成していく」と「不合意の在り處を顕在化していく」とは矛盾しない」との興味深い見解を提起している。齋藤純一「公共性」、岩波書店、一〇〇〇年、三六頁。合意と不合意の両者を視野に收めるものの、「意思形成過程そのものにおける不合意に意図的にアテンションを向ける」（同右）との叙述からも窺えるように、齋藤の視線が討議（熟議）における「不合意」の持つ固有の意義に向けられていることは明らかであるようと思われる。その場合には、それでは不合意のあとにどうするのか、という点が問題になる。すなわち、不合意にもかかわらず意思決定が必要な場合をどのように考えるのであるうか。」の問題については、第四章で検討する。

(18) 新制度論の理論動向を概観できるとして、註⁽¹⁹⁾のイマーガット論文以外に、以下の諸論文をも参考。Kathleen Thelen and Sven Steinmo, "Historical Institutionalism in Comparative Politics," in Sven Steinmo, Kathleen Thelen, Frank Longstreth (eds.), *Structuring Politics : Historical Institutionalism in Comparative Analysis*, Cambridge University Press, 1992, pp.1-32. Peter A. Hall and Rosemary C. R. Taylor, "Political Science and the Three New Institutionalism," *Political Studies*, vol.44, no.5, 1996, pp.936-957. Jonas Pontusson, "From Comparative Public Policy to Political Economy : Putting Political Institutions in Their Place and Taking Interests Seriously," *Comparative*

Political Studies, vol.28, no.1, 1995, pp.117-147. Bo Rothstein, "Political Institutions : An Overview," in Robert E. Goodin and Hans-Dieter Kingermann (eds.), *A New Handbook of Political Science*, Oxford University Press, 1996, pp.133-166.

(19) Ellen M. Immergut, "The Theoretical Core of the New Institutionalism," *Politics and Society*, vol.26, no.1, 1998, p.6 f, 25.

第一章 制御対民主主義——「統治能力の危機」論の問題^{設定}

第一節 「統治能力の危機」論の問題^{設定}

本稿を始めるにあたって、制御概念に暫定的な定義を与えておきたい。制御の定義としては、例えばドイツの行政学者であるレナー・マインツの「システムをある状況から特定の別の状況にもたらす」という定義がある。⁽¹⁾マインツの定義は、彼女がシステム理論に対抗して、制御は、匿名の自動的な過程ではなくその扱い手、すなわち「制御アクター」によって遂行されるものである、とこへ点を表現しようとしたものであり、その意味では評価できる。ただし、現在の制御論議における重要な論点の一つは、社会の「部分システムを相互に関連づけ、互いに影響を及ぼすための方法」である。制御は、諸部分システム間、あるいは社会的・政治的諸アクターの諸活動間の相互調整なしし相互連関に関わるのである。マインツの定義ではこの点を十分に表現することができない。イギリスの政治理論家ポール・ハーストの「それによつて、ある活動もしくは諸活動の総体が統制されもしくは方向づけられる (directed) 手段」、という「ガヴァナンス」の定義は、マインツのものよりはこの点を表現し得ているよ

うに思われる。しかし、「統制（control）」という用語は、同義反復の恐れがある。また、「手段」という用語の使用は、制御自体が「制御アクター」の行為によって担われる恒常的な「過程」である点を曖昧にする可能性を有している。

以上の考察に基づいて、本稿では「制御」を、「全体社会の部分システム間もしくは諸行為間の相互作用を調整し方向づける、制御アクターによって媒介された過程」と定義する。そして、本稿の関心は、この意味での制御を可能にするような、すなわち「部分システム間もしくは諸行為間の相互作用を調整し方向づける」ための原理を探求することである。

ところで、今日の制御をめぐる議論の一つの焦点は、これまで制御アクターと想定してきた国家が依然として「制御主体」たりうるのかどうか、という点にある。この問い合わせに対する一つの回答は、ニクラス・ルーマンの影響を受けたオート・ポイエシス的システム理論によって提出されている。この理論は、「全体社会的制御・統合過程にとつての国家の意義喪失⁽⁴⁾」を主張し、「社会的に拘束する決定」から「脱中心的な文脈制御」への制御問題のパラダイム転換を提起している。⁽⁵⁾しかし、マインツが指摘するように、このパラダイム転換の図式では、国家が「脱中心的な文脈制御」において占める役割は軽視される傾向にある。我々は、制御において国家が占める役割を承認しつつ、同時にそれが「社会のヒエラルキー的頂点⁽⁷⁾」として構成されるのではないような、制御を構想しなければならないのである。それでは、このような新しい制御は、どのような原理に依拠して部分システム間あるいは諸行為間の相互作用の調整を行なうのであろうか。

この問題に対しても、一つの回答を与えたとした議論として、七〇年代から八〇年代初期に脚光を浴びた「統治能力の危機（the crisis of governability）」論が挙げられる。⁽⁸⁾この議論は、国家の役割を限定しながら、社会政治秩序

の制御を可能にする方策を追求した。「統治能力の危機」論については、同時期に注目されたネオ・マルクス主義の「福祉国家の危機」論とともに、八〇年代以降は、むしろその問題点が批判される場合が多い。¹¹⁾⁽⁹⁾しかし、民主主義論の観点から制御に接近しようとする本稿からすれば、「統治能力の危機」論の問題提起は、無視し得ない論点を含んでいるのであり、今日なお検討に値すると思われる。¹⁰⁾

「統治能力の危機」論の論点は、大まかに言つて以下の二点である。第一に、民主主義は権威を衰退させ、その結果として統治能力の危機がもたらされた。これは現状診断の問題である。第二に、したがつて、政府の統治能力を回復するためには、社会的および政治的権威の復活によって、民主主義を抑制することが必要である。これは処方箋の問題である。それぞれの論点について、以下で検討する。

まず、第一の現状診断についてである。『民主主義の統治能力』の共著者である、ミシェル・クロジエ／サミュエル・ハンチントン／綿貫譲治は、「統治能力の危機」が生じる具体的な理由として、以下の三点を挙げている。¹¹⁾第一に、民主主義の精神は平等・個人・人民の尊重を唱え、階級や位階の差別を認めない。しかし、このような精神は、あらゆる社会組織に不可欠の「権威の不平等と機能の差」を無視し、その結果として「市民の間の信頼と協同の基盤を破壊し、何らかの共通目的のための協同行動に対する障害をもたらす」のである。¹²⁾第二に、政府に対する要求の増大は「政府の役割」を拡大したが、その結果は「政府の荷重超過」であり、「政府を強化するというよりは弱体化させることになった」。民主主義は、「政府は市民に応えるべきだ」という理念を有する。しかし、「数年ごとに繰り返される選挙戦」という構造的要請のために、実際には政府は「何もできない」のである。¹³⁾第三に、民主主義の下では、「政治の本来的機能」である、「様々な利益の集約」や「共通目的の推進」は達成されず、むしろ拡散してしまう傾向がある。個々の個人や集団にとって、「自己利益を強硬に主張し、事情によつては非妥協的

に自己の利害を防衛することは、しばしば有益ですらある」からである。⁽¹³⁾

以上の議論に対する一つの有力な反論は、「統治能力の危機」なるものの原因をもっぱら民主主義諸制度に帰することは誤りである、というものである。このような反論は、既に七〇年代からネオ・マルクス主義陣営によってなされている⁽¹⁴⁾。確かに、この批判は、一定の妥当性を有している。それにも関わらず、本稿が「統治能力の危機」論を取り上げる理由は、この議論が制御と民主主義的意思決定との関係について、一つのまとまった説明を与えているところにある。すなわち、「統治能力の危機」論は、社会政治秩序の制御は民主主義を限定することによって可能になる、との見解を提出しているのである。⁽¹⁵⁾ この見解を採用するならば、熟議であれ、闘技であれ、何らかの形で民主主義を深化させてゆこうとする試みは、いずれも制御に対する挑戦であり、そのような状況（民主主義の深化）の下では、制御は危機に陥らざるを得ない、ということになろう。果たして、このような制御と民主主義とを敵対的に捉える理解は、どの程度妥当性を有しているのであろうか。制御と民主主義は、必然的に対立するのであろうか。

この問い合わせの手がかりは、「統治能力の危機」論の第二の論点である、処方箋を検討することによって得られる。「統治能力の危機」論の現状診断を前提とするならば、その処方箋は、「協同行動」の基盤となる「権威の不平等と機能の差を保持した社会組織」を復興することによって、諸個人・諸集団による「自己利益」の主張を抑制し、その結果として「政府の役割」をより限定的なものにする、ということになろう。この処方箋に対してもは、以下の三つの論点が生じ得る。第一は、「協同行動の基盤」としての「権威的な社会組織」の実現可能性である。第二は、「自己利益」に基づく諸要求の抑制の正当性である。第三は、「政府の役割」を限定することの妥当性である。以下の検討において私は、第一の論点については、これを批判するが、第二・第三の論点については、これを

条件つきで受け入れるべきであると主張する。これらの考察によつて、制御と民主主義との関係を敵対的と見なす必然性は存在しない」とが示されるであろう。

最初に、「權威的な社会組織」の実現可能性の問題である。この問題を考えるために、(1)では社会理論における「再帰的近代化 (reflexive modernization)⁽¹⁾」論を参照してみたい。イギリスの社会学者アンソニー・ギデンズは、今日の社会を「ポスト伝統社会」と呼ぶ。ポスト伝統社会は、伝統が消滅した社会を意味するわけではない。重要なことは、もはや伝統を、「それが伝承されたものであるという理由だけでは認することはできな」⁽²⁾いといふことである。伝統は、「みずからを『説明』し、正当づける」と求められてくる⁽³⁾。すなわち、

「一般的にいえば、伝統は、理路整然とした言説的な正当化 (discursive justification) を行なう」とができる限りにおいてのみ、また、たんに他の伝統だけでなく、オルタナティヴな行動様式との開かれた対話を始める用意ができる限りにおいてのみ、存続しうる⁽⁴⁾のである。」(傍線は原文イタリック)

ポスト伝統社会において、伝統は、このようにして恒常的に問いかれてゆく。したがつて、ポスト伝統社会への移行は、「統治能力の危機」論が唱える「權威的な社会組織」の復興が非常に困難であることを意味する。この「權威」は、民主主義に対置されるものであり、したがつて「問い合わせられる」べきものではない。「統治能力の危機」論において、權威は「非再帰的」でなければならないものである。しかし、再帰的近代化論は、あらゆるものには再帰化せざるをえないと主張するのであり、權威もその例外ではない。「問い合わせられない」基盤を求めて、再帰的近代化の趨勢を逆転させようとする⁽⁵⁾ことは、オッフェが指摘するように「絶望的な探求」とならざるを得ない。

第四章で見るようすに、本稿の考える制御においても権威は一定の役割を有する。しかし、その権威は、再帰性を踏まえたものではなくてはならないのである。

次に第二の、自己利益抑制の正当性という問題である。一九世紀までの時期には、アメリカ合衆国憲法の起草者たちのように、自己利益と非自己利益の両者を考慮に入れる試みも存在した。しかし、二〇世紀に入ると状況は一変する。ジョセフ・シユムペーターが『資本主義・社会主義・民主主義』において提供した、「自己利益のみに基づいた民主主義理論」構築のための知的基盤は、第二次大戦後の多元主義や利益集団研究の興隆によって引き継がれた。多元主義の批判者たちも、自己利益を分析の中心に据える点では共通していた。彼らが問題にしたことは、企業や富裕階級の利益が労働者・下層階級の利益に打ち勝つことを許容している権力の不平等であり、利益を自明視する点において、多元主義論者と同一だったのである。⁽²³⁾

しかし、六〇年代になると、このような政治理論の動向に対して見直しを迫る研究動向が登場し始める。⁽²⁴⁾セオドア・ロウイは、その「利益集団自由主義」批判において、単に有力利益集団の諸要求の融合の結果として「公共の利益」が定義されるならば、「統治の独立性の原理」が破壊され、「民主的政府の腐敗」がもたらされると主張した。⁽²⁵⁾ 彼が处方箋として提起した「依法的民主主義」には多くの批判も寄せられているが、ここで重要なことは、その目的が利益中心的な政治モデルの克服にあつたということである。ロウイは、利益集団自由主義が「政治を公的な活動と考える視点を見失わせ、單なる私的利益実現のための活動に還元してしまう」点を批判したのだと言えよう。⁽²⁶⁾ ところでロウイの議論では、自己利益中心であつても、政治は「利益集団自由主義」としては存立し得るものとなる。これに対して、マンサー・オルソンによる「集合行為問題」の提起は、各個人の自己利益を真剣に考慮するならば、そもそも「利益集団自由主義」の想定する利益集団の存立は不可能であることを示唆するものである。オ

ルソンは、「合理的で利己的な諸個人は、彼らの共通のあるいは集団的利益の達成を目指して行動しないであろう」と主張する。合理的で利己的な個人は、自分が行動しなくとも便益を得られるし、また彼一人が参加したところで集団利益が飛躍的に向上することはありえない、と判断するからである。⁽²⁹⁾ オルソンを経た後では、もはや個人と集團という異なるレベルの合理性の一致を自明視するわけにはいかない。個人と集團との関係は、何らかの論理なしメカニズムによって媒介されなければならないのである。⁽³⁰⁾

以上のように、六〇年代以降、政治をもっぱら自己利益の観点から捉えるアプローチは見直しを迫られている。この動向を踏まえるならば、「統治能力の危機」論における自己利益抑制の主張を、直ちに却下するわけにはいかない。他方、「統治能力の危機」論の主張を全面的に承認することもできない。「統治能力の危機」論において、自己利益の制約は民主主義に対置させられている。しかし、果たしてこの対立は必然であろうか。この問題への回答こそ、現在の民主主義理論が取り組むべき重要な課題の一つなのである。

最後に、「統治能力の危機」論の第三の処方箋である、政府の役割の限定についてである。この処方箋が部分的に妥当性を有することを示すいくつかの証拠がある。本章冒頭で述べたように、システム理論による国家の制御能力の限界という主張は、大きな理論的インパクトを有するに至っている。また、左派の理論家においても、とりわけ八〇年代以降、従来の国家介入主義を批判し、国家の役割の限定と市民社会の活性化などを組み合わせ、「国家と市民社会の二重の民主化」⁽³¹⁾ が唱えられるようになつてている。さらに、こうした左派の側での理論的・現実政治的変容を踏まえて、八〇年代以降の時期における具体的な政治的対抗関係においても、「国家機能の限定」と「国家機能の拡大」という対抗軸の重要性も指摘されるようになつてている。⁽³²⁾ これらの動向を踏まえるならば、「統治能力の危機」論の唱える政府の役割の限定は、まさに「国家機能の限定」であり、現代政治においてなおも一定の妥当性

を有していると言える。この点を踏まえた上で、以下では「統治能力の危機」論ないし「新保守主義」の「国家機能の限定」論が抱える難問を指摘してみたい。

既に述べたように、國家の機能的等価物として措定される伝統や社会的権威は、再帰的近代化の趨勢の下では維持できない。もう一方の機能的等価物である市場も、完全な自生的秩序としての成立が不可能であることが指摘されている。⁽³³⁾ここで新保守主義は、以下のような難問に行き着く。一方で、そのプロジェクトは、自由な市場を創出し維持するために、機能を限定しつつも「強い国家」⁽³⁴⁾を必要とする。他方で、新保守主義の理論的立場からすれば、この「強い国家」は、非経済的社会領域における非再帰的な権威の存在によってのみ存立可能である。⁽³⁵⁾しかし、再帰的近代化は、こうした権威の存立基盤を脅かす。新保守主義による國家の機能限定論には、このような理論上の困難が存在するのである。⁽³⁶⁾

以上の議論を要約しよう。「統治能力の危機」論は、今日の社会政治秩序の「制御」という課題に対し、社会的権威の復興によって、民主主義を抑制し、国家機能を限定することで、対応しようとした。その中には、自己利益の一定の抑制と国家機能の限定という重要な洞察が含まれている。しかし、その構想は、二つの問題点を有している。第一に、再帰的近代化の下での社会的権威の復興は、容易ではない。第二に、自己利益の抑制と国家機能の限定の主張が、民主主義政治への対抗として提起されている。このことは、「統治能力の危機」論の枠組みにおいては、「制御」と民主主義がアンチノミーの関係に止まることを意味している。果たして、このアンチノミーは、どのようにして乗り越えることができるのでしょうか。次節では、上記の第一の問題点に関して、再帰的近代化の下での民主主義の必要性について検討する。その考察を踏まえて、第二の問題については次章で取り上げることになる。

- (1) Renate Mayntz, "Politische Steuerung und gesellschaftliche Steuerungsprobleme," *Jahrbuch zur Staats- und Verwaltungswissenschaft*, Bd.1, 1987, S.93.
- (2) Claus Offe, "Die Utopie der Null-Option : Modernität und Modernisierung als politische Gütekriterien," *Soziale Welt*, Sonderband 4, 1986, S.110.
- (3) Paul Hirst, *From Statism to Pluralism : Democracy, Civil Society and Global Politics*, UCL Press, 1997, p.3. たゞ、英語の「ガバナンス」(governance) は、日本語の「制御 = バルヘルハシ (Steuerung)」ではない。ただし、本稿の関心は、しばしばガバナンス論において論じられるもとの国家と非国家的機関との関係の再構成といった問題ではなく、そのもとでの再構成を可能にするための調整原理を解明するものである。
- (4) Wolfgang Seibel, "Staatslehre und allgemeine Verwaltungswissenschaft," *Jahrbuch zur Staats- und Verwaltungswissenschaft*, Bd.1, 1987, S.419.
- (5) Vgl. Volker Ronge, "Politische Steuerung—innerhalb und auserhalb der Systemtheorie," in Klaus Dammann, Dieter Grunow, Klaus P. Japp (Hg.), *Die Verwaltung des politischen Systems : mit einem Gesamtverzeichnis der Veröffentlichungen Niklas Luhmanns*, Westdeutscher Verlag, 1994, S.55 ff. たゞ、ハベトマ理論の内容について、田中潤博士論文において検討した。
- (6) Renate Mayntz, "Politische Steuerung : Aufstieg, Niedergang und Transformation einer Theorie," in Klaus von Beyme und Claus Offe (Hg.), *Politische Theorien in der Ära der Transformation. Politische Vierteljahrsschrift*, Sonderheft 26, 1996, S.150-163.
- (7) Helmut Wilke, "Entzauberung des Staates. Grundlinien einer systemtheoretischen Argumentation," *Jahrbuch zur Staats- und Verwaltungswissenschaft*, Bd.1, 1987, S.285.
- (8) Michael Crozier, Samuel P. Huntington, and Joji Watanuki, *The Crisis of Democracy : Report on the Governability of Democracies in the World*

Trilateral Commission, New York University Press, 1975. ハーバード・クロス・ハーバード・ハンチントン／綿貫譲治『民主主義の統治能力』、サイマル出版会、一九七五年。

(9) 例えは、ヘルドは、「荷重超過の理論家」と「正統化危機の理論家」の両者の「意見を支持し得るだけの強い論拠が存在しないことは思われない」といふ。Held, *Models of Democracy*, p.250. 邦訳、三一七頁。

(10) なお、「はじめに」でも紹介したファールとパットナムの編著 (Pharr and Putnam (eds.), *Disaffected Democracies*) は、クロジエ／ハンチントン／綿貫の『民主主義の統治能力』の一五年後の「後継著作」を自認し、あらためて今日の日米欧の民主主義が直面する諸問題を考察している。

(11) Crozier, Huntington, and Watanuki, *The Crisis of Democracy*, p.162 f. 邦訳、一八〇 - 一八一頁。

(12) *Ibid.*, p.163 f. 邦訳、一八二頁。

(13) *Ibid.*, p.165. 邦訳、一八二頁。

(14) 其の代表がオッフェである。Claus Offe, "Ungovernability": The Renaissance of Conservative Theories of Crisis," in Claus Offe (edited by John Keane), *Contradictions of the Welfare State*, The MIT Press, 1984, pp.65-87. クラウス・オッフェ「統治不能—保守的

危機理論のルネサンス」、クラウス・オッフェ（寿福真美編訳）『後期資本制社会システム—資本制的民主制の諸制度—』、法政大学出版局、一九八八年、一三九 - 一六六頁。

(15) 例えは、ヘルドは、「統治能力の危機」論の出発点である「古典的多元主義の前提」は「満足のゆくものではないが、」これに対して「ハーバーマスやオッフェによつて描かれるモデル」は「全く異なる出発点の必要性を提起してゐる」と述べて、「統治能力の危機」論に対する「正統性の危機」論の理論的優位を認めている (Held, *Models of Democracy*, P.252. 邦訳、三一一〇頁)。

(16) 例えは、ハンチントンの問題提起は、「民主主義の活力増大は、必然的に民主主義の統治能力の低下を意味するのだろうか」、

スルベーヴィドおる (Crozier, Huntington, and Watanuki, *The Crisis of Democracy*, p.64. 邦訳、一八頁)。

- (17) Anthony Giddens, "Living in a Post-traditional Society," in Ulrich Beck, Anthony Giddens and Scott Lash, *Reflexive Modernization: Politics, Tradition and Aesthetics in the Modern Social Order*, Polity Press, 1994, pp.56-109. アハーニー・ギデナズ「ポスト伝統社会」に生やれい」（カルリッヒ・グック／アノン）・ギトハズ／ペコット・ラッシュ（松尾精文他訳）『再帰的近代化—近現代における政治、伝統、美的原理』、而立書房、一九九七年、一〇五・一二〇四頁。」のようなギデンズの主張に対しても、近代以降の社会は伝統からの離脱の方向で展開してきたのではないか、という疑問も提示され得るであろう。ギデンズ自身は、

「近现代社会は、ポスト伝統社会ではない」と述べている。なぜなら、それは、「一方で伝統を解消しながら、[他方で] 伝統を作り直してきたからである」 (*Ibid.*, p.56. 邦訳、一〇六頁)。」の論点については、本節註²⁰も参照の上。

- (18) *Ibid.*, p.103. 邦訳、一九六頁。引用箇所内の二重括弧は、原文イタリック。

- (19) *Ibid.* 邦訳、一九六・一九七頁。

- (20) ただし、この意味での伝統の「再帰化」は、近代性 (modernity) の特徴の一つであり、ポスト伝統社会において突如発生したのではない。むしろ、ポスト伝統社会は、近代性の特徴である「再帰化」を「徹底化」するのである。したがって、ポスト伝統社会は、「ラディカル化された近代性」の段階にあるといふことになる。

- (21) ハンチントンは、「民主的で平等主義的な価値観」の「特殊アメリカ的」な性格を強調している。この理解では、民主主義による権威への挑戦は、「特殊アメリカ的」な要因によって説明されることになる。これに対して再帰的近代化論は、権威への挑戦を説明する、より一般的な視座を提供するものと言える。ただし、再帰的近代化を直接に個別具体的な結果に結びつけるならば、還元主義の陥落に落ちることになる。再帰的近代化が意味するのは、あらゆる事柄が「問い合わせられる」ということである。個々の結果はこの「問い合わせ」の内容に左右されるのであるが、「問い合わせ」を実践するのは、様々な行為主体である。したがって、再帰的近代化とその結果とは、「問い合わせ」を実践する行為主体によって媒介されると考えるべきである。

現代民主主義理論における分岐とその後（一）（田村）

- (22) Claus Offe, "Challenging the Boundaries of Institutional Politics : Social Movements since the 1960s," in Charles S. Maier (ed.), *Changing Boundaries of the Political : Essays on the Evolving Balance between the State and Society, Public and Private in Europe*, Cambridge University Press, 1987, p.64.
- (23) Jane J. Mansbridge, "The Rise and Fall of Self-Interest in the Explanation of Political Life," in Jane J. Mansbridge (ed.), *Beyond Self-Interest*, The University of Chicago Press, 1990, p.5 ff. ただし、七十年代に利益が情念（passion）や規制や規範の二つを提起された時代（田村注）。
- (24) Mansbridge, "The Rise and Fall of Self-Interest in the Explanation of Political Life," p.13 ff.
- (25) Theodore J. Lowi, *The End of Liberalism—The Second Republic of the United States*, second edition, W. W. Norton & Company, 1979. セオドア・J・ロウイ（村松岐夫訳説）『自由主義の終焉—現代政府の問題性—』、木鐸社、一九八一年。
- (26) もの内容は（田村注）以下を参照。William E. Connolly, *Appearance and Reality in Politics*, Cambridge University Press, 1981, pp.120-150. 石田徹「F.J.ローウィの『依法的民主主義論』—多元的民主主義批判—」、白鳥令・曾根泰教編『現代世界の民主主義論』、新評論、一九八四年、九一—一九頁。
- (27) 佐々木毅『政治学講義』、東京大学出版会、一九九九年、一一四頁。
- (28) 次の問題は、それでは政治を「公的な活動と考える視点」（田村注）のよつたものか、ところどころにはない。レイフ・レビンが挙げる、行為者が自分自身にとっての結果（自己利益）だけではなく、他者にとっての結果をも考慮する（田村注）という観点が手がかりとなりうるが、この点は後に論じる。リードは、ロウイの「利益集団自由主義」批判が、自己利益に基づいた政治觀の問い合わせ直しという論点を提出してくることを確認しておけば十分である。Leif Lewin, *Self-Interest and Public Interest in Western*

- (29) Mancur Olson, *The Logic of Collective Action: Public Goods and the Theory of Groups*, Harvard University Press, 1965, p.2. ヤンナ
論一・オルソン（依田博・森脇俊雅訳）『集合行為論—公共財と集団理論—』、『ネルヴァ書房、一九九六年、二二頁。なお、オル
ソン自身も述べてゐるよべ』（*Ibid.*, p.64 f. 邦訳、七三一・七四頁）「利口的である」と「合理的である」ことは同一ではない。

つまら、利口的でなくとも合理的であるとするべきがあり得る。したがて、彼の議論は、基本的には自口利益を追及する個人
を前提として展開されてゐる。

- (30) オルソン自身による「集合行為問題」の解決策は、「強制」と「選択的誘因」であった（加えて、集団規模が小さくなる
あら）。しかし、これが解決策においては、個人は自口利益最大化の観点から行動するという想定は保持されたままであり、
ロウイの批判する利益集団自由主義の陥穽を逃れることがやさない。これに対して、利益集団自由主義批判の論点、すなわち
自口利益に対する批判を継承しつゝ、同時にオルソンの「集合行為問題」のインパクトを受け止めた上で、その克服を模索す
る試みも登場する。社会運動研究や労働運動研究における「集合的アイドンティティ」概念の導入は、その例である。Cf. Claus
Offe and Helmut Wiesenthal, "Two Logics of Collective Action," in Claus Offe (ed. by John Keane), *Disorganized Capitalism :
Contemporary Transformations of Work and Politics*, Polity Press, 1985, p.183 f.

- (31) Held, *Models of Democracy*, p.316 ff. 邦訳、三三九九頁以下。

- (32) 小野耕一「転換期の政治変容」、日本評論社、一九〇〇〇年。ただし、小野の主張は、現代の政治的対抗関係は、「保守」（市
場原理への依拠）と「革新」（市場原理への不信）による従来の対抗軸に、本文の如くた「国家機能の限定」による「国家機能の
拡大」による新たな対抗軸が加わった、四象限の図式によって表現され得る、とするものである。

- (33) Roger Friedland and Robert R. Alford, "Bringing Society Back In : Symbols, Practices, and Institutional Contradictions," in Walter W.
Powell and Paul J. DiMaggio (eds.), *The New Institutionalism in Organizational Analysis*, The University of Chicago Press, 1991, pp.232-

263. 最近の邦語文献として、金子勝の一連の著作がある。差し当たり、金子勝『市場と制度の政治経済学』、東京大学出版会、一九九七年、同『市場』、岩波書店、一九九九年、を参照。

(34) Andrew Gamble, *The Free Economy and the Strong State : The Politics of Thatcherism*, Macmillan Education, 1988. ハーバード・キャ

ンブル（小笠原欣幸訳）『自由経済と強い国家—サッチャリーブムの政治学—』、みやや書房、一九九〇年。Vgl. Claus Offe, "Sozial-wissenschaftliche Aspekte der Diskussion," in Joachim Jens Hesse und Christoph Zöbel (Hg.), *Der Staat der Zukunft*, Nomos, 1990, S.110.

(35) Cf. Mark E. Warren, "Deliberative Democracy and Authority," *American Political Science Review*, vol.90, no.1, 1996, p.48.

(36) もちろん、現実の政治過程におけるよりややかな理論上の困難が直接に新保守主義の政勢の衰弱をもたらすことは限らない。政治における「実在（reality; Realität）」は、何らかの理論によって客観的に確定できるものではない。それは、一方の政治家や政党による「実在」の「戦略的演出」なし「解釈」も、他方の市民ないし有権者の側での「実在」の「認識」ととの間の相互作用によって構成されるものと考えられる（Vgl. Claus Offe, "Falsche Antworten, verlogte Fragen," in Peter Kemper (Hg.), *Opfer der Macht : Müssen Politiker ehrlich sein?*, Suhrkamp, 1994, S.125-138）。実際、イギリスのサッチャー政権やアメリカのレーガン政権が、その政策につれて「純粋」な理論的には問題を指摘されながらも、あれほど支持を受けながら政権を維持したという事実は、いのちのような政治における「実在」の性質を踏まえなければ、十分に説明できない。しかし、いのちとは、新保守主義理論の理論的困難を指摘するいのちと必然的に矛盾するわけではない。我々に要請されてもいのちは、「実在」の一つの「解釈」として、新保守主義の理論的問題点を指摘し、それに対抗しうる見取り図を描くことである。

第二節 民主主義の必要性と民主主義理論の分岐点

前節で見たように、再帰的近代化の趨勢下にある現代社会においては、「統治能力の危機」論のように、制御と民主主義との間にアンチノミーを見出す制御構想は、理論的には困難である。論理的には、このアンチノミーを克服するために、二つの方法が考えられる。第一の方法は、民主主義を制御と結びつけることである。これに対して、第二の方法は、制御に対置する方向で民主主義自体を擁護していくことである。いずれの方法も、民主主義を擁護する点では共通している。本節では、まず、「統治能力の危機」論に対抗する理論は、再帰的近代化という時代状況の下では、民主主義を必要条件とする点において共通することを確認する。続いて、それらの理論が、どの地點において分岐するのかを明らかにする。⁽¹⁾

再帰的近代化は、「伝統」に対してさえ、「みずからを説明し、正当化する」ことを求める。したがって、再帰的近代化論に従えば、「統治能力の危機」論が求めるような社会的権威の復興は非現実的であるということになる。⁽²⁾問題は、社会的権威の復興の非現実性が、なぜあるいはどのようにして民主主義と結びつくのか、という点である。この点について、以下で考察しよう。

はじめに確認しておきたいことは、再帰的近代化は、諸個人に意思決定を迫るという点である。再帰的近代化は、あらゆる所与的なるものの存在理由を問い合わせる。そこでは、伝統、慣習、および権威といった諸個人間の関係を規制・調整する既存のメカニズムは不安定化する。ウルリッヒ・ベックも指摘するように、このことは、諸個人にとって自分の行為の基準となる「意味供給源」に頼ることができないことを意味する。その結果として、「全ての意思決定作業が個人に委ねられることになる」のである。ベックは、この過程を「個人化」と呼ぶ。⁽³⁾

この意思決定の特徴は、「不確実性」にある。ここで「不確実性」とは、マーク・E・ワレンの言う「社会的基盤喪失」、すなわち「ほとんどの社会的相互行為を調整するルール・規範・制度・アイデンティティが争われるようになる」ことを指す。⁽⁴⁾ 再帰的近代化がもたらすものは、この「社会的基盤喪失」であると言つてよい。

「社会的基盤喪失」の状況下における意思決定には、困難がつきまとつ。第一に、そこで解決を要する諸問題は、その性質上、「一目瞭然とした解決方法」が存在しない場合が多いと考えられる。⁽⁵⁾ 第二に、そこには、諸個人が「合理的意思決定」を行なうための条件が欠けている。ヤン・エルスターは、「不確実性」を、諸結果の蓋然性について判断するための「証拠」が不十分となり、人々の行為の選択肢を決定するために必要な「信念」が確定しない状況と捉え、このような状況下での選択は「合理的」であることができないと述べている。⁽⁶⁾ この理解に従えば、「社会的基盤喪失」の下での意思決定は、合理的なもの、すなわち、「確実な、信頼できる根拠に基づいた」、「生じうる帰結を考慮」したものではあり得ないことになる。⁽⁷⁾ したがつて、再帰的近代化論における個人の意思決定機会の拡大は、単純に「選択の自由」の拡大として歓迎されるべきものとして把握されているわけではない。

このように、再帰的近代化のもたらす不確実性＝社会的基盤の喪失は、もう一方の要請である意思決定における困難をもたらす。しかし、再帰的近代化が不可避的に進行する過程であるとすれば、それがもたらす不確実性＝社会的基盤の喪失もまた不可避的と見なさなければならない。この点に、民主主義が要請される理由が存在する。近年の民主主義理論家は、近代における不確実性＝社会的基盤喪失に、民主主義が不可欠となる理由を求めている。シャンタル・ムフは、「近代の基本的特徴は、疑いなく民主主義革命の出現であった」と主張する。それでは「民主主義革命」とは何か。クロード・ルフォールの言葉を引用しながら、ムフは、「民主主義革命」とは、近代社会が「権力・法・知識が、根本的な不確実性」に曝された社会（傍線による強調は引用者）として構成されたことを

意味すると述べる。すなわち、

「そ」〔根本的な不確定性に曝された近代社会〕では社会が、いわば、制御不可能な冒險の劇場と化したのであり、そこでは制度化されても、それが確立されたわけではなく、既知のものも、未知のものによつて脅かされ、また現在も、規定不能なものであることが明らかになつた。」⁽⁹⁾

こうしてムフは、「根本的な不確定性」と民主主義（革命）とを結びつける。彼女は、近代社会の「根本的な不確定性」を積極的に肯定し、その中に今日の民主主義の可能性——「根源的かつ多元的な民主主義（radical and plural democracy）」を通じて「近代の民主主義的課題をさらに追求し深化させる」、ひとと見ようとするのである。

ただし、ムフの議論は、「根本的な不確定性」と民主主義の関係について、やや不鮮明な点を残しているように思われる。彼女において、「根本的な不確定性」は、近代民主主義が受け止めるべき条件ないし前提なのであろうか、それとも「根本的な不確定性」そのものが民主主義を意味するのであろうか、一見したところ、ムフの議論においては、この点がやや不明確であるように思われる。

この点を明確にするために、ワレンの議論を参照してみたい。ワレンは、「民主主義」と「政治」を区別する。彼にとって、不確定性＝社会的基盤喪失は、政治を意味する。彼は、これを「社会的基盤喪失としての政治」と呼ぶ。⁽¹⁰⁾ このように捉えられた政治は、紛争を伴う可能性が高いために、「集合的に拘束する解決策」によつて「対応」されなければならない。民主主義は、「社会的基盤喪失としての政治」に対する対応の一つとして提起されるのである。

「」¹¹⁾で注目したいのは、ワレンが「集合的に拘束する解決策」として民主主義を擁護する理由である。もちろん彼は、民主主義以外の「集合的に拘束する解決策」の存在を否定していない。例えば、「神学的・権威主義的・全体主義的・専門技術的（technocratic）」諸システムなども、「集合的に拘束する解決策」たりうる。しかし、これらのシステムによる対応は、「確固たる（ordered）確実性」を目指すものであり、それゆえ「不確実性」を特徴とする政治を否定するものである。¹²⁾これに対して、「民主主義的対応」の特徴は、それがあくまでも政治を肯定するという点にある。

「対照的に、民主主義的対応は、唯一の真に政治的な対応である。それは：政治が固有に不確実であることを認める。…とりわけ、ラディカル・デモクラシーの熟議形態は：不確実性の証拠となり、実際に不確実性の空間を開いたままにしておく規則化された方法を探究するのである。」¹³⁾（傍線による強調は引用者）

ワレンは、「」¹⁴⁾で「民主主義的対応」と「ラディカル・デモクラシーの熟議形態（deliberative forms of radical democracy）」とを同一視しているように見えるが、この点については、ひとまず度外視しておく。「」¹⁵⁾で重要なことは、「民主主義的対応」は、政治の「不確実性」に対応する「集合的に拘束する解決策」と見なされているといふことである。つまり、ワレンにとって、民主主義は「根本的な不確実性」（ムフ）そのものではなく、後者を前提としながら（「不確実性の空間を開いたままにしておく」）、それに「対応」して一定の拘束的な解決策を与えるものである。」¹⁶⁾のように見てみるとワレンの議論は、ムフにおいてはやや不明確であるように思われた、民主主義と不確実性との関係について、より明確な規定を与えていると言ふことができる。

以上、再帰的近代化がもたらす権威の非現実性がなぜ民主主義と結びつくのか、という問題について考察した。再帰的近代化は、一方で個人の意思決定の重要性（個人化）を、他方で「不確実性」ないし「社会的基盤の喪失」をもたらす。意思決定の必要性とともに不確実性を承認しなければならない、というこの状況が、民主主義による対応を必要とするのである。ムフとワレンが民主主義理論を構想するのは、このような文脈においてであり、この点において両者は一致しているのである。⁽¹⁴⁾

しかし、両者の間には、その民主主義の内容をめぐつて微妙な相違が存在するようと思われる。その鍵は、彼らの唱える民主主義の有する志向性にある。

ワレンは、既に述べたように、「社会的基盤の喪失」への対応策として民主主義を位置づける。その際に彼は、民主主義の中でも、とくにその「熟議」形態に注目していた。熟議は、権威主義的なやり方で不確実性を否定して確実性を打ち立てるものではなく、「義的な解答を拒否し、「不確実性の空間を開いたままにしておく」ものであるとされる。他方で、彼は、民主主義が「社会的基盤の喪失」に対処する「集合的に拘束する解決策」であるとも述べていた。これが意味することは、ワレンにとって民主主義とは、「不確実性」の下で「確実性」を確保するための方策である、ということである。もちろん、彼の意図は不確実性の否定ではない。しかし、彼において不確実性は政治ないし政治的関係を意味するものであり、それに対して暫定的にではあれ確実性を与えていくことが、民主主義、とりわけ熟議民主主義の役割なのである。⁽¹⁵⁾

これに対しても、ムフの戦略は、近代の民主主義革命の帰結をさらに深化させていくことにある。彼女は、近代社会の「根本的な不確定性」の命題を、政治における「敵対関係の不可避性」の承認にまで押し進める。敵対関係や紛争といった不確定性の原因を根絶することではなく、この種の不確定性を積極的に肯定することによって、民主

主義はさらに深化してゆくとされるのである。私は先に、ムフにおける民主主義と不確実性との関係の理解の不明確性を指摘した。しかし、ここで述べたように彼女の目指すものを見れば、両者の関係について彼女の最も言わんとするところは明らかである。明らかにムフの力点は、不確実性に確実性を付与する」とよりも、不確実性そのものを拡大してゆく」とにあるといえよう。そして、その帰結が、「敵対関係」の強調なのである。

こうして、ワレンとムフは、民主主義の必要性という点では一致しながらも、その先の地点において分岐することになる。一方のワレンは、最終的に民主主義における「確実性」の局面へと関心を收敛させる。他方のムフは、民主主義における「不確実性」に注目し、この局面をさらに深化させようと/or>する。前者は、熟議民主主義の潮流であり、後者は闘技民主主義の潮流である。ここに現代民主主義理論の分岐点が存在する。次章において、この分岐をさらに検討することにしよう。

註

- (1) 念のため確認しておくと、本稿の意図は、制御についての普遍的な原理を解明しようすることにではなく、あくまで現代社会という特殊歴史的な文脈において、いかなる制御原理が求められているのか、という問題を解明することにある。したがって、「民主主義の必要性」ということでの論点も、現代社会という歴史的文脈を前提とした上でるものである。
- (2) ただし、本稿は、あらゆる権威を否定する立場にない。民主主義理論の課題は、権威を否定することではなく、権威を民主主義的に再解釈すること、すなわち「民主主義的権威」を構想することである。この点については、第四章で論じる。
- (3) Ulrich Beck, "The Reinvention of Politics: Towards a Theory of Reflexive Modernization," in Beck, Giddens and Lash, 1994, p.8. ウルリッヒ・ベック「政治の再創造—再帰的近代化理論に向けて—」、ベック・ギデンズ・ラッシュ前掲『再帰的近代化』、二〇頁。

- (4) Mark E. Warren, "What Should We Expect from More Democracy? : Radically Democratic Responses to Politics," *Political Theory*, vol.24, no.2, 1996, p.244.
- (5) ふねまゐ「コスクリ問題」である。Beck, "The Reinvention of Politics," p.8 ff. 邦訳、一一頁以下。
- (6) Jon Elster, "When Rationality Fails," in Karen Schweers Cook and Margaret Levi (eds), *The Limits of Rationality*, The University of Chicago Press, 1990, p.27 f.
- (7) Beck, "The Reinvention of Politics," p.8. 邦訳、一一頁。
- (8) ベックは、個人の意思決定機会の拡大による状況を「選択の自由」の拡大として歓迎する立場であると言ふ。なぜなら、再帰的近代化は、行為の「好機 (opportunities)」だけではなく、同時に「強制 (compulsions)」を切り開くからである。意思決定の「強制」とは、「不確実性」という合理的な意思決定が不可能な状況下で、なぬ（非合理的な）意思決定を行なわなければならぬ事態を意味してくる。つまり、再帰的近代化のトロは、「その好機と強制との間で、人は決定的解決策を求める」といふのである。「永久に意思決定を行なつていかねるを得ない」のである (*ibid.*, p.12. 邦訳、一八頁)。
- (9) Chantal Mouffe, *The Return of the Political*, Verso, 1993, p.11. シャンタル・ムフ(千葉眞・土井美徳・田中智彦・山田竜作訳)『政治的なもののか復興』、日本経済評論社、一九九八年、一一一頁。
- (10) Warren, "What Should We Expect from More Democracy?," pp.244-248. 同様の政治主義として、バートラム・ヤン・ムーセン／ムーセン／ム

ルフィングの「社会的諸関係を構築し、打倒する特定の一連の実践」があ。 René Bugge Bertramsen, Jens Peter Frolund Thomsen and Jacob Torfing, *State, Economy and Society*, Unwin Hyman, 1991, p.6.

- (11) ワレンは別の論文において、「政治的関係」を、「集合行為のために協同する圧力に直面しての、様々な財（goods）をめぐる紛争によって特徴づけられる社会的関係」と定義している。Mark E. Warren, "Democratic Theory and Trust," in Mark E. Warren (ed.), *Democracy and Trust*, Cambridge University Press, 1999, p.311. されば「少なくとも」の集団が「集合的に拘束する決定」ぬむ。「権力手段による決定を担保する」を正確やういふことである。政治を権力と紛争によって定義する以下の論文も見よ。Mark E. Warren, "What is Political?," *Journal of Theoretical Politics*, vol.11, no.2, 1999, p.217 ff.
- (12) Warren, "What Should We Expect from More Democracy?," p.247.

Ibid.

- (13) (14) 再帰的近代化論に対し提起され得る諸批判は二つ、リハド「検討」されねあたら。まず、再帰的近代化によつてある事柄が選択の対象となるといふのは過度の単純化であり一種の構造決定論ではないか、といふ疑問が提起され得る（Vgl. Hans Joas, "Die Demokatisierung der Differenzierungsfrage. Die Krise des Fortschritts und die Kreativität des kollektiven Handelns," *Soziale Welt*, 41, H.1, 1990, S.23 ff.）。しかし、あらゆる事柄が選択の対象となり得ると云ふことが、直接に特定の結果と結びつくわけではない。本章第一節の註②でも述べたように、再帰的近代化論が構造決定論に陥るのを回避するためには、「問い合わせ」を実践する行為主体による、再帰的近代化による選択可能性の拡大とその具体的な結果との媒介という把握が必要である。それに加えて、スコット・ラッシュが指摘するように、再帰的近代化があらゆる領域または諸個人において均等に進展するとは限らないといふ点に留意するのも重要である（Scott Lash, "Reflexivity and its Doubles : Structure, Aesthetics, Community," in Beck, Giddens, and Lash, 1994, p.119 ff. スコット・ラッシュ「再帰性の分身—構造、美的原理、共同体—」、一一一頁以下）。
- また、再帰的近代化論は、諸個人の選択に基づく新たな秩序形成の展望についてあまりにも楽観的である、との批判も考え

られる。しかし、上述のように、選択可能性の増大は、必然的に特定の具体的な結果と結びつくわけではない。さらに本節註(8)で述べたように、再帰的近代化論は、諸個人による決定領域の拡大を「強制」としても捉えている。したがって、再帰的近代化論は、決して楽観的な展望にのみ基づいているのではない。再帰的近代化がもたらす不確実性の増大に対する対応次第では、当然新たな公的規制・統制をもたらす可能性さえも否定できないであろう。再帰的近代化論の要点は、そのような可能性も含めて、不確実性に対応し、新たな確実性を創出することが人間の手に委ねられている、ということである。

最後に、再帰的近代化論における政治概念の拡大という論点についても、批判が予想される。再帰的近代化論は社会生活のあらゆる局面における「理由づけ」ないし決定の必要性から、政治概念を拡大する必要性を主張する。例えば、ギデンズは、従来の「解放の政治」に加えて「生活の政治（life politics）」の重要性を強調する（Anthony Giddens, *Beyond Left and Right: The Future of Radical Politics*, Polity Press, 1994, p.90 f.）。バックも、国家ないし政治システムの政治との等置は「カナコワリーの錯誤」である、と主張している（Ulrich Beck, *Democracy without Enemies*, Polity Press, 1998, p.38.）。しかし、このよだな概念の拡大は、政治の意味を拡散させ、曖昧化させるところによって、人々の自由を減少させる危険性をもたらすものかもしれない（Cf. David Held, "Editor's Introduction," in David Held (ed.), *Political Theory Today*, Stanford University Press, 1991, p.6.）。しかし、政治概念の拡大が必要だと見解は、ギデンズやバックなりの再帰的近代化論者だけではなく、政治理論家の間にも共有されつつある。それでは、これまでの政治学における民主主義・政治・国家の関係を問いかける作業の必要性が主張されている（Cf. John S. Dryzek, *Democracy in Capitalist Times: Ideals, Limits, and Struggles*, Oxford University Press, 1996. Warren, "What is Political?"). いのように政治理論において政治概念は、やむを得て論争的な概念となつているのであり、再帰的近代化論の主張は、むしろ議論を活性化するための重要な問題提起と言えよう。

(15) 「民主主義者にとって、制度デザインの（恐らく最も重要な）中心的問題は、いかにして諸問題を政治化する権力を対話の力とコンセンサスの可能性とに転換するか、とするべくある」（Warren, "What is Political?", p.220）。

(16) Mouffe, *The Return of the Political*, p.7. 邦訳、一一一頁。

(17) ただし、「この民主主義に「完成」はありえない。「紛争と敵対関係は、民主主義の完全な実現のための可能性の条件である」と同時に、また不可能性の条件でもあるからだ」(ibid., p.8. 邦訳、一六頁)。

第二章 現代民主主義理論の分岐

第一節 熟議民主主義・確実性・理性

(一) 熟議民主主義と確実性

本節の課題は、民主主義理論における分岐の一方の潮流としての熟議民主主義を取り上げ、それを制御の民主主義理論として特徴づけることである。第一章第二節で述べたように、「統治能力の危機」論との関係における熟議民主主義論の特徴は、再帰的近代化の進展する現代社会における不確実性を承認しつつも、何とか確実性を創出しようとする点にあつた。ここであらためて確認しておけば、不確実性とは、個人間の相互行為を調整する既存のルール・規範・制度・アイデンティティがもはや自明ではなくなり、争われるようになる状況、すなわち「社会的基盤の喪失」（ワレン）を意味する。確実性とは、この「社会的基盤の喪失」に「集合的に拘束する解決策」によって対応することである。ワレンは、この「集合的に拘束する解決策」として熟議民主主義を位置づけようとしたの

であった。

ここで問題となることは、以下の二点である。第一は、「集合的に拘束する解決策」という場合になぜ熟議民主主義なのか、という問題である。確かに、熟議民主主義を集合的意思決定のための原理とする見解は、熟議民主主義の理論家たちにおいて相当程度共有されている⁽¹⁾。しかし、集合的意思決定のための原理は、熟議だけではない。前節でワレンの議論を紹介した際に述べたように、集合的意思決定には、「非民主主義的な」ものも存在しうる。また、「民主主義的な」集合的意思決定に範囲を限定しても、熟議だけが民主主義的な意思決定方法であるとは單純に言えない。エルスターが指摘するように、「平等な諸個人から成る集団」の集合的意思決定の方法としては、「討論（arguing）」、「交渉（bargaining）」、そして「投票（voting）」の三つの方法が存在する。この中で「討論」が本稿における熟議に相当する。もちろん実際には、例えば「討論」を経た「投票」という決定手続も存在し得るのであり、この区別はあくまで分析的なものである。しかし、民主主義的な集合的意思決定に限定しても、このように複数の方法が存在する以上、その中で特に熟議を擁護する理由の説明が必要であると思われる。いかなる理由で「集合的に拘束する決定」産出の原理として熟議民主主義が要請されるのであろうか。

第二に、確実性の創出＝集合的に拘束する解決策の提出という規定のみでは、熟議民主主義が「集合的に拘束する解決策」を提出する方法、およびこの解決策が提示されたと判断するための基準は不明である。「集合的に拘束する解決策」としては、多様な方法およびそのための基準を想定し得るのであり、この点だけをもつて熟議民主主義の特徴を把握したと言うことはできない。したがって、熟議民主主義の特徴を「確実性の創出」に見出した上で、さらにその方法及び基準について明確化する必要があると思われる。

以下では、これら二つの問題、すなわち確実性の創出＝集合的に拘束する解決策の提出のために、①熟議民主主

義が必要とされる理由、②そのために熟議民主主義がとる方法及び判断基準、の解明に取り組むこととする。第一項・第三項では、①を中心検討する。その過程において、②についても一定の検討が加えられるが、こちらの問題については第四項でより詳しく検討することになる。

（1）熟議民主主義が必要とされる理由①——規範的理由

熟議民主主義が「集合的に拘束する決定」産出の原理として要請される理由として、以下の二点を挙げることができる。第一に、現代社会における望ましい政治像は何かという規範的問題である。第二に、集合的意思決定に関する理論的問題の解決という問題である。ここでは規範的問題について述べよう。

熟議民主主義の理論家は、現代社会における望ましい政治像という観点から熟議民主主義を擁護する。ロウイの「利益集団自由主義」批判は、現代政治における自己利益中心の政治に対する痛烈な批判であった。熟議民主主義は、アイリス・M・ヤングも指摘するように、自己利益中心の政治像ないし「利益に基づいた民主主義モデル（the interest-based model of democracy）」に対する代案として提起されている。⁽³⁾ 彼女は、自己利益中心の政治像の問題点を、その「私化された政治過程理解」に見る。政治過程の「私化」とは何を意味するのであろうか。ヤングは以下のように主張する。

「このモデル「利益に基づいた民主主義モデル」において、市民は、自分自身の私的で狭い追求をやめる必要も、個人的ではなく集合的なニードや目標に互いに取り組むような、公的な場における仲間の存在を認める必要も決

政治を自己利益の追求・達成と見る政治像は、集合的なニードや目標に取り組むこと、およびその課題を共に実行する他者の存在を視野に入れないという意味において、政治の「私化」に他ならない。これに対して、熟議民主主義は、政治を「公的なものを創出する過程」と見る。「公的なもの」とは、各自の私的な利益の追求・実現ではなく、「集合的な問題・目標・理想・行動」のことである。

ヤングは、この「公的なものを創出する過程」において、「各自の私的な善の促進をめぐる争いではなく、この共通善（common good）を議論すること」と方向づけられる⁽⁵⁾と述べる⁽⁶⁾。同様にコーベンも、「熟議において、議論の焦点は共通善に定められる」と主張する。ここに熟議民主主義論の一つの特徴を見出すことができる。すなわち、熟議民主主義論は、自己利益中心の政治像を批判し、共通善の実現としての政治像を提起するのである。

ここで二つの問題が生じる。第一に、この「共通善」の中身である。熟議民主主義の理論家たちは、「価値多元主義者」を自認し、現代社会における「善き生」に関する单一の実体的な共通善の存在を否定する⁽⁷⁾。したがって、熟議民主主義論における共通善は、「歴史的に政治社会の成員たちによってそのつど定義され、必要とあらば是正されていく必要のあるもの」⁽⁸⁾でなければならない。共通善は、熟議によってその都度定義され、是正されてゆくものである。

第二に、どのようにして熟議は共通善を実現するのか、という問題である。確かに、実体的な共通善の存在を所与としない熟議民主主義の共通善概念は、価値多元主義を前提とする現代社会における説得力という点において、共和主義的な共通善理解よりも優れている。しかし、実際の熟議への参加者の中には、自分の利益を頑なに主張す

る人もいるかもしれない。また、自己利益の追求ではなく「集合的な問題・目標・理想・行動」について論じているとはいっても、その内容が明らかに「非民主主義的⁽⁹⁾」であるような参加者も存在するかもしれない。要するに、諸個人が集まつて話し合いをすれば、直ちに「共通善を志向する」ような議論が成立するとは限らないのである。

この問題をめぐる熟議民主主義の理論家たちの対応は、主に二つに分かれる。⁽¹⁰⁾ 第一の対応は、手続主義（proceduralism）であり、第二の対応は、熟議の「過程」に焦点を当て、そこにおける選好の変容を重視する立場である。以下では、後者を過程論的理解と呼ぶ。

手続主義によれば、熟議民主主義は実体的な共通善の概念を放棄するが、熟議が成立するために達成されるべき諸条件を確定することによって、熟議の「理想に実体を与える」ことができるとされる。⁽¹¹⁾ ハーバーマス、コーベン、そしてベンハビブなど、熟議民主主義論の主流は、この手続主義の潮流に属すると言つてよい。

手続主義的理解は、熟議がいかなる場合に民主主義的であるか（または非民主主義的であるか）を理解するためには役立つという点において重要である。しかし、手續主義のみでは、熟議民主主義の特質を十分に捉えることはできないようと思われる。共和主義などに對して自らの立場を手續主義と位置づけるハーバーマスでさえも、純粹な手續主義を貫徹しているわけではない。⁽¹²⁾ このことは、手續主義的な熟議民主主義論の限界を示している。

それでは、手續主義の限界とは何か。ライナー・シュマルツ・ブルンスは、手續主義的理解の問題点として、以下の二点を挙げている。⁽¹³⁾ 第一に、手續はそれ自体の根拠づけを必要とするのであり、その際には何らかの実体的な基準に依拠せざるを得ない。第二に、「合理的な手續」と「合理的な結果」との間に必然的な関係が成立するとは言えない。シュマルツ・ブルンスの第一の批判は、手續主義に対する批判として理解しやすく、またルーマンの「手續による正統化」論への批判としても周知のものである。しかし、第二の批判については補足的な説明が必要と思

われる。例えば、平等な発言の機会が保障された熟議であっても、全ての発言者が自分の望むように熟議の結果に影響力を行使できるとは限らないである。手続が、いくつかの解決策の中から特定のものが選ばれる理由を提供するとは限らないのである。⁽¹⁴⁾ 手續が直接に結果を規定するわけではない以上、熟議民主主義はどのようにして共通善を実現するのか、という問題に対して、手續主義が十分な説明を提供しているとは言い難い。⁽¹⁵⁾

ここで共通善実現の第二の対応として、熟議の過程に注目する見解の重要性が浮かび上がる。この見解は、諸個人の選好が熟議の過程において変容し、かつその過程において形成されるという観点を採用する。デヴィッド・ミラーは次のように述べている。

「決定に到達する過程は、当初の選好が他者の観点を考慮に入れるように変容する過程でもあるだろう」⁽¹⁶⁾

熟議が「共通善を志向する」ものとなるためには、単に熟議の手続を整備するだけではなく、熟議を、熟議参加者の各自において「当初の選好が他者の観点を考慮に入れるように変容する過程」と見る視点が必要なのである。ここから人々の選好の変容を促すような制度設計という論点も提出されることになる。⁽¹⁷⁾ ただし、ここで注目すべきことは、「選好の変容」という発想そのものが、自己利益中心の政治像への対抗を意図して提起されているという点である。この点について敷衍しよう。

選好の変容論は、諸個人の選好について、「固定された安定的なものではなく、広範な諸要素に順応する」と考える。⁽¹⁸⁾ この選好理解は、「内在的選好 (endogeneous preference)」と呼ばれるものである。熟議民主主義の理論家が「内在的選好」を唱える際には、明示的であれ暗黙のうちにあれ、諸個人が自らの選好を意思決定過程において

実現する、という民主主義政治モデルへの対抗が意図されている。この民主主義政治モデルでは、政治は典型的には「私的利益を集計する努力」であり、政体の目的は「人々が各人の欲求を満足させ、各人の私的な事柄にいそしむことができるような、最小限の基本原則（basic ground rules）の創出」であると想定されている。それゆえ、この政治モデルでは、「徳性（virtue）ではなく自己利益が、政治行動の通常の原動力（motivating force）」であると理解される⁽¹⁹⁾ことになる。このように熟議民主主義論にとって、選好の変容を想定しない政治は「私的利益の集計」であり、そのような政治は「共通善を志向する」ものではない。熟議民主主義論において選好の変容は、自己利益を中心の政治像批判のために不可欠な視点を提供するものなのである。⁽²⁰⁾

（三）熟議民主主義が必要とされる理由②——理論的理由

熟議民主主義論が自己利益中心の政治に対抗して共通善の実現を唱える理由は、望ましい政治像の探求という点にのみ求められるわけではない。共通善の実現は選好の変容を伴うものであつたが、それは、選好を変容させることが熟議参加者のとするべき望ましい態度だということのみを意味しているのではない。

第一章で見たロウイとオルソンの議論を振り返ってみよう。両者は、ともに利益集団を批判するが、その批判の性格は異なる。ロウイの議論は、「利益集団自由主義」が「民主的政府の腐敗」を招くという規範的批判を意図したものであった。これに対して、オルソンの議論は、自己利益の想定と集団形成との間に必然的連関はないことを証明するものであつた。すなわち、彼は、個人＝ミクロレベルの合理性と集団＝マクロレベルの合理性との原理的不一致の可能性を理論的に指摘したのである。

熟議民主主義論による自己利益中心の政治像への批判、および共通善の達成と選好の変容論の主張も、二つの側面を持っている。一方で、それはロウイのような自己利益中心の政治像に対する規範的批判という側面を持つ。他方で、それはオルソンのように、自己利益中心の政治像が有する理論的困難を克服するという側面を持つ。後者の側面、すなわち自己利益中心の政治像が有する理論的問題の解決も、熟議民主主義論の重要な課題なのである。

熟議民主主義論の特徴は、オルソンによつて提起されたミクロレベルとマクロレベルとの媒介という問題を、選好の変容論への依拠によつて解決しようとする点にある。ここで検討すべき問題は、次の二つである。第一は、民主主義理論においてこの問題は、具体的にはどのような論点において発生するのか、という問題である。第二に、熟議民主主義論に、ミクロ・マクロ媒介問題の解決を重要な課題として認識させるような特殊現代的な問題状況とは何か、という問題である。後者の問題の確認は、現代社会という特殊歴史的な条件下における制御原理を模索する本稿にとって、不可欠の作業である。

民主主義理論におけるミクロ・マクロ媒介問題は、民主主義の二つの局面、すなわち集合的意思決定（社会的選択）とその正統性という二局面において表れる。⁽²⁰⁾

前者は、集合的意思決定が論理的に有するアポリアをどのようにして解決するかという問題である。ここで集合的意思決定のアポリアとは、安定的で一貫した集合的選択の実現を不可能にするような問題を言う。その最も有名な例は、投票サイクルないし投票のパラドックスと呼ばれる問題である。三つの選択肢A、B、Cについて、投票者1は、CよりBを、BよりAを好み、投票者2は、BよりAを、AよりCを好み、そして投票者3は、AよりCを、CよりBを好む、とする。このような選好序列を持つ諸個人が集まつて集合的選択を行なうならば、AとBの間の選択ではAが選択され、BとCとの間の選択ではBが選択され、CとAとの間の

選択ではCが選択されることになる。つまり、各個人のレベルで確定しているA、B、Cの間の選好順列を、集合的決定において確定することはできない。⁽²²⁾

熟議民主主義論は、このような集合的決定のアポリアを解決しようとする。問題解決の手がかりは、選好理解に求められる。熟議民主主義論は、投票のパラドックスの原因を、諸個人の選好を所与と見なし、政治をこれらの選好の集計と考えることにあると見る。熟議において、当初の諸選好は「他者の観点を考慮に入れるように変容」する。ミラーによれば、この過程によって、最終的にその中から決定が行なわれるべき選好の範囲を限定することが可能となり、投票のパラドックスが発生する可能性を相当に低減させることができる⁽²³⁾のである。

次に、集合的意思決定の正統性をどのように根拠づけるかという問題がある。ベルナール・マニンによれば、自由主義的な正義の理論および民主主義理論は、集合的意思決定の正統性の根拠として、全員一致と多数決のどちらの原理を採用するかという問題に悩まされてきたし、現在も悩まされている。マニンは、この正統性の問題は、選好を所与ではなく、熟議の過程において変容するものと捉えることによって解決できると主張する。ルソーやロー^{ルズ}の理論は、集合的意思決定に参加する以前に、「すでに自分の意思を決定してしまっている」個人を想定している。しかし、このような個人の「あらかじめ決定された意思」を前提とする限り、集合的意思決定は、「各個人の決定の総和に一致するか、しないかどうか」のみであり、「その他の解決策は存在しない」ということになる。かくしてマニンは、「多数決原理を全員一致の要請と一貫して調和させることは不可能である」と述べる。⁽²⁴⁾

ここでマニンは、集合的意思決定における集合的意思「形成」過程に注目する。その際に重要なのが「熟議」である。熟議は、ルソー^{ルズ}やロールズの「あらかじめ決定された意思」を持つ諸個人に依拠するモデルでは重視されていらない。⁽²⁵⁾したがって、意思「形成」過程の重視は、このような個人像の見直しを迫ることになる。

もちろん、「あらかじめ決定された意思」を否定することは、自分が何を欲するかを全く知らないということを意味するわけではない。諸個人はそれらを「部分的には」知つており、「一定の選好と情報」を持つてはいるのである。しかし、マニンが強調することは、それらが「不確実で、不十分であり、しばしば混乱しており、互いに対立する」という点である。このような個人を想定することで、熟議の意義が見えてくるのである。なぜなら、「熟議の過程、すなわち様々な観点の対立は、情報を明らかにし、参加者自身の選好を明確化するのに役立つ」からである。熟議過程において、参加者は、「必要ならば、当初の目標を修正しさえするかもしれない」のである。熟議が、情報の開示と各自の選好の明確化を経て、各人がその明確化された選好を変容させるとすれば、もはや「あらかじめ決定された個人の意思」に正統性の根拠を見出す必要はない。したがつて、マニンは、次のように主張する。

「正統性の源泉は、あらかじめ決定された個人の意思ではなく、その形成の過程、すなわち熟議それ 자체なのである。…正統な決定は、全員の意思を代表するのではなく、全員の熟議によつてもたらされるのである。結果にその正統性を付与するのは、あらかじめ形成された「各個人の」意思の総和ではなく、全員の意思が形成される過程なのである。」（傍線は原文イタリック）

かくして、集合的的意思決定の「正統性の源泉」は、「諸個人の意思」ではなく、「熟議の過程」そのものに求められる。熟議（民主主義）は、正統性根拠としての「全員一致」と「多数決」との間の克服しがたいアポリアを解決するための原理としても提起されるのである。ここでも、選好の所与性、ないし「あらかじめ決定された意思を持つ個人」という想定が問い合わせられ、熟議による選好の変容という観点が強調されているのである。

以上の民主主義理論における理論的問題は、近代民主主義の発展とともに存在してきたものである。⁽²⁴⁾しかし、この問題の解決を要請する特殊現代的条件も存在する。それは、現代社会における「ポスト国家的統合関係」模索の必要性という条件である。ここに、とりわけ今日におけるミクロ・マクロ媒介問題解決の不可避性が存在する。このような問題意識からの議論は、近年のオッフェに見られる。

オッフェは、いわゆるケインズ主義的福祉国家（以下KWS）を、ミクロレベルの合理性とマクロレベルの合理性との媒介という観点から分析して、以下のような議論を開拓する。KWSにおいては、「軍事力、官僚制的統制によって達成される生活保障、道具的知識および経済成長」といった個別の諸要素が、「社会の包括的進歩および主要な社会問題の解決における本質的要素」と見なされていた。そこでは「[個別の]行為の合理性が結果的に「全体的」『システム』の完成に寄与するであろう」と考えられた。つまり、KWSにおいては、諸個別領域の合理的作動がそれらの集合としての全体システムの合理的作動と等置されていたのである。しかし、オッフェによれば、「この等置は、明らかにその説得力を失った」。すなわち、

「国家であれ、個人であれ、行為主体が、これらの部門別の合理性基準に従つて達成すればするほど、それらの行為主体はその集合的福祉を促進することになるのかどうか、という点がまさに問われているのである。」⁽²⁵⁾

KWSにおける個別的合理性と集合的合理性との等置は今や説得力を失い、様々な個別的合理性の集合的合理性への媒介を可能にする原理が求められている。オッフェの处方箋は、「熟議を刺激する」、「ある人の声を聞かせる、より対話的な諸形態」としての制度設計を通じて、各自が利己的ではない「選好の洗い出し」を実践することであ

る。⁽³¹⁾ この「選好の洗い出し」の結果としての「公共精神」によってのみ、現代社会におけるミクロ・マクロ媒介の問題は解決され得る。

「集合財問題とシステムの制御問題は、価格形成や法的手段による強制によってではなく（さらに、知識や専門家の実践によってでもなく）、（そもそも）分別があつて思慮深く、同時に抽象化され連帶的な、市民化された公共精神の發揮という手段によってのみ解決することができる」（傍線は原文イタリック）⁽³²⁾

オッフェは、現代社会に特有の問題状況を「ポスト国家的統合関係」の模索として把握し、そこにミクロ・マクロ媒介という問題解決の必要性を見る。彼は、福祉国家の国家主義的介入に対する規範的オルタナティヴとしてのみではなく、KWSという従来のミクロ・マクロ媒介メカニズムの言わば機能不全への対応策として、熟議民主主義を位置づけようとするのである。⁽³³⁾ したがって、彼の議論は、熟議民主主義が必要な特殊現代的な問題状況を明らかにしつつ、熟議民主主義が取り組むべき理論的課題にも言及したものと言えよう。

ミラー、マニン、そしてオッフェの所説が示すように、熟議民主主義論における、「共通善」や「公共精神」などの規範性の強いと思われる諸概念への依拠は、单により望ましい秩序像を提起するという目的のみに由来するのではない。ミラーが取り組んだ集合的選択における投票のパラドックスの問題は、諸個人の合理性（合理的な選好序列の形成）と集合的決定の非合理性（一貫した安定的な決定の不可能性）との不整合の問題であつた。「あらかじめ決定された意思を持つ個人」の想定がもたらす意思決定正統化の困難性（全員一致と多数決という二原理のアポリア）というマニンの指摘も、諸個人と集合的意思決定との論理的媒介という問題の重要性（および困難性）を

明らかにするものであったと言えよう。このミクロ・マクロ媒介問題の重要性は、オッフェが指摘する「ポスト国家的統合関係」の模索という特殊現代的文脈において、ますます増大している。これらの論者は、個人的・個別の次元（ミクロ）と集合的次元（マクロ）とをいかに媒介するか、という理論的問題関心という点において共通している。⁽²⁴⁾ 熟議民主主義は、規範的理由からだけではなく、理論的理由からも要請されているのである。

以上の考察を、本節冒頭で提示した二つの論点の観点から整理しておこう。第一の論点、すなわち、確実性の創出＝「集合的に拘束する決定」の手段として熟議民主主義が養成される理由については、一方で、自己利益中心の政治像への対抗という規範的理由が、他方で、集合的的意思決定に関わる理論的理由が挙げられる。第二の論点、すなわち熟議民主主義が集合的に拘束する決定を提出する方法およびその判断基準という問題については、熟議における「選好の変容」が強調される。選好の変容が、個別的・個人的次元と集合的次元とを媒介するのである。

選好の変容論のこのような役割は、本稿の課題である現代社会における制御原理の探求にとって示唆的である。

第一章の冒頭において私は、制御を、「全体社会の部分システム間もしくは諸行為間の相互作用を調整し方向づける、制御アクターによって媒介された過程」と定義した。熟議民主主義論における選好の変容という視点は、この定義における「部分システム間もしくは諸行為間の相互作用を調整し方向づける」ための原理を提供するものと考えられるのである。

ただし、問題が全て解決されたわけではない。確かに熟議における選好の変容の重要性は明らかとなつた。しかし、個々の熟議参加者における選好の変容をもたらすメカニズムの解明は不十分である。次にこの点について検討しよう。

(四) 選好の変容における理性の役割

熟議民主主義が重視する「当初の選好が他者の觀点を考慮に入れるように変容する過程」（ミラー）は、ヤングやコーベンが述べるよう³⁴⁾に諸個人が自己利益の追求を抑制ないし断念して、何らかの共通善を志向するようになる過程である。このような選好の変容の理念は、熟議民主主義が選好の内容について一種の価値判断を認める立場をとっていることを意味する。選好の集計論は、選好を、説明や評価の対象と見なさない。選好は、当該個人の「自由の正統な表現」として尊重されるべきだからである。自分のことは自分が一番よく知っているのであり、何人も私の選択の自由を（法の支配に従う限り）妨害する権利を持たない、というわけである。³⁵⁾これに対して、熟議民主主義論は、何らかの共通善の形成および保持のために、一種の「選好介入主義」が必要との立場をとる。そのエッセンスは、オッフェによつて以下のように述べられている。

「今日の左翼リベラル（left-liberal）の政治的理論化の鍵となる問題は、選好形成における個人の自由および市場・政治・私的生活の諸領域における選好の追求を尊重する一方で、民主主義的政府による広範な嗜好形成および嗜好の区別のための介入について正当化根拠をも提供するような論拠を発展させることである。そのような介入は、それ自体として価値あるもの、あるいは連帯・福祉・自律・熟議・民主主義そのものといったような集合的諸価値を維持・促進するために道具的に不可欠と見なされる。」（傍線による強調は引用者）

「このような選好介入主義の立場には、多くの批判も予想される。」³⁶⁾で「統治能力の危機」論が、自己利益の制

約を民主主義と対立するものと捉えたことを想起したい。第一章では、この点を「統治能力の危機」論の問題点として指摘した。熟議において共通善の実現を目指すことそれ自体は否定されなければならないとしても、選好の変容が民主主義的ではなく権威主義的に迫られた帰結であるとすれば、それは、自己利益の制約と民主主義との関係の理解において、「統治能力の危機」論の観点を克服しないことを意味する。「選好介入主義」に対する、個人の自律を脅かす「レーニン主義の危険」という批判も、全く根拠のないことは言えない。⁽³⁷⁾ したがって、熟議民主主義論が「統治能力の危機」論の限界を乗り越えたと評価するためには、選好の変容を民主主義的と判断し得る基準を解明することが必要となる。そこで問題は、その基準はどこに求められるのかということである。

熟議民主主義の手続主義的理解が諸個人の動機や認識といったミクロレベルの問題を回避するのに対して、選好の変容論は「選好」の用語が示すように、諸個人の認識次元、すなわちミクロレベルへと議論の重点を移動させるものである。このミクロレベルへの重点移動をさらに深化させ、諸個人の認識レベルでどのようなメカニズムが作用しているのか、という点について検討してみたい。

手続主義に対して熟議の過程を見るとの重要性を主張するボーマンは、この過程を「他者の観点の摂取（uptake）」として捉え、次のように描いている。「熟議の過程」は、その参加者に「誰もが受け入れることができること」によって自らの決定や意見を正当化する（justify）ことを強いる。そこでは参加者間で理由づけの交換が行われ、参加者たちは互いにより応答的になる。その結果として、各参加者は、他の観点を自分自身の観点に組み込んだり、自分自身の観点から再解釈したりするようになる。参加者は、以前には用いなかったような表現を用いるようになり、それと共に「説得力がある」と思う理由の中身も変化してゆく。かつての自分ならば支持しなかつたであろうような発言も見られるようになる。⁽³⁸⁾ このような選好変容の過程において発生しているメカニズムは、

オツフェが述べる「行為者が、方法的に専門家、一般化された他者、および自分自身のパースペクティヴに照らして、未来完了的に行爲し、そのようにして行爲の規準を実質的・社会的・時間的に妥当なものとする」と^[39]あると言える。^[40]このようなメカニズムによつて、諸個人の選好は「反省的選好（reflective preference）」へと練り上げられるのである。

問題は、理由づけの交換および修正（ボーマン）あるいは反省的選好の形成（オツフェ）を引き起すものは何か、ということである。エルスターは、政治参加における動機として、「利益」、「理性」、および「情念（passion）」の三つを挙げている。^[41]この区別に従えば、「統治能力の危機」論は、政治参加の動機としてもっぱら利益のみを想定した（そして、利益を批判した）と言える。これに對して熟議民主主義論は、選好の変容において理性が果たす役割に注目する。他者の理由づけや視座を自己のそれと照らし合わせつつ、妥当と見なされるものについては取り入れてゆくことを可能にするのは、利益でも情念でもなく、理性の力をおいて他にはない。逆に、上記のようなメカニズムが作動しているならば、そのような選好の変容は理性的なものである。理性こそ、熟議において選好の変容が民主主義的と見なされるための基準なのである。自己利益の制約も、それが理性的判断に基づく限り、（統治能力の危機論とは異なり）決して非民主主義的ではない。熟議民主主義論は、政治における理性の役割を重視する」とで、「統治能力の危機」論の明確な乗り越えを実現したのである。

確実性の創出＝集合的に拘束する解決策の提出は、いつの時代においても政治の役割である。しかし、不確実性を特徴とする現代社会において、確実性創出という課題の重要性はますます増大していると言えるであろう。この現代的な文脈において、熟議民主主義は確実性創出の原理として注目されることになった。その理由については、

既に述べたのドリードは繰り返さない。むしろ、ドリードでは、本節の考察がもたらすであろう疑問について考えておみたい。

その疑問は、そもそも政治の役割が確実性の創出にあるとすれば、確実性の創出によって熟議民主主義論を特徴づける意義は「一体どりにあるのか」というものである。ドリードの疑問に答えるためには、熟議民主主義論以外の現代民主主義理論の潮流を検討する」ことが必要であると思われる。そのような作業は、熟議民主主義論が固執している前提や要求がいかなる問題性をはらんでいるのかを明らかにする「こと」にもつながるであろう。⁽⁴⁵⁾ 実際、第一章第二節で述べたように、現代民主主義理論は、現代社会における不確実性への対応をめぐって分岐している。その一方の潮流、すなわち闘技民主主義論を検討することによって、熟議民主主義論を確実性の創出として特徴づける」との意義とともに、後者の抱える問題点もまた明らかになるであろう。

註

- (1) Cf. Elster, "Introduction," p.8. もた、ヨシュア・コーエンは、熟議民主主義を「その共同体の事柄が、構成員の公共の熟議によって統治されるような共同体」と定義しているが、この定義も熟議民主主義を共同体の統治に結びつけている点で、熟議民主主義を集合的意思決定のための原理と見てよいとしている。Joshua Cohen, "Deliberation and Democratic Legitimacy," in Alan Hamlin and Philip Pettit (eds.), *The Good Polity: Normative Analysis of the State*, Basil Blackwell, 1989, p.17. もともと、ハーバーマスが指摘するように、熟議民主主義による集合的意思決定が可能となるためには、直接に意思決定を志向するわけではなく、「公共空間におけるインフォーマルな意見形成過程」の活性化が必要である。Jürgen Habermas, *Faktizität und Geltung. Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtstaats*, Suhrkamp, 1992, S.372-375. See also Jürgen

- Habermas, "Citizenship and National Identity: Some Reflections on the Future of Europe," Ronald Beiner (ed.), *Theorizing Citizenship*, State University of New York Press, 1995, p.269 f. ナルクハ・ハーベー＝バウ（住野田編訳）「ハトヤダハハツヒ國民主トベト」
 ハイドマ—三ロッペの将来について考へるー」、『思想』第八六七号、一九九六年、一九五頁。
- (2) Elster, "Introduction," pp.5-8. ハニスターは、現実の意思決定は「の三つのわれかへ、三つの組み合わせ、あるいは三つの全ての使用によって行なわれねばならぬ」と述べる。
- (3) Iris Marion Young, "Communication and the Other: Beyond Deliberative Democracy," in Seyla Benhabib (ed.), *Democracy and Difference: Contesting the Boundaries of the Political*, Princeton University Press, 1996, p.121.
- Ibid.
- (4) Cohen, "Deliberation and Democratic Legitimacy," p.24.
- (5) Ibid.
- (6) Seyla Benhabib, "Toward a Deliberative Model of Democratic Legitimacy," in Benhabib (ed.), *Democracy and Difference*, p.73. 熟議民主主義論に與するものとよぶ共通論理解の下、熟議民主主義を共和主義論から区別するマルク＝バウ。千葉眞は、「共和主義論における共通論の「実体主義的定義」の問題性を指摘」している。千葉眞『ハイカル・ナモクハハーベーの地平—自由・差異・共通善—』新譯譜（一九九五年、一七四—一七五頁。）の項に關して、以下のハーベー＝バウの論文を参考：Jürgen Habermas, "Three Normative Models of Democracy," in Benhabib (ed.), *Democracy and Difference*, p.23 ff.
- 千葉前掲『ハイカル・ナモクハハーベーの地平』、一七五頁。
- (8) 「非民主主義的」とは、広く民主主義的なルールや規範に対して敵対的であることを指している。
- (9) Cf. James Bohman, *Public Deliberation: Pluralism, Complexity, and Democracy*, The MIT Press, 1996. たゞ、ハーベー＝バウ・ナモクハハーベーは、第三の対応として、「ハーベー＝バウ」を挙げている。これは、典型的には「憲法」によって保障された権利に示す

- (11) Cohen, "Deliberation and Democratic Legitimacy," p.21 ff. ポーネンは「理想的熟議手続の条件」として、①自由、②理由づけ(reasoned)、③平等、④口頭やハキス、を挙げている。
- (12) リチャード・バーべラティは、バーべラティは「いかなる内容・倫理的論理やいかなる手続主義的な」討議理論(discourse theory)を勘探する者として由ぶるが、実際には、彼は「内容・倫理的考察に拘る、またそれを前提する討議理論」を勘探しようとしたのである。Richard J. Bernstein, "The Retrieval of the Democratic Ethos," in Michel Rosenfeld and Andrew Arato (eds.), *Habermas on Law and Democracy: Critical Exchanges*, University of California Press, 1998, p.289. あくまでも、リチャード・バーべラティは、「民主主義的ハーネスの回復」、ハリイ編前掲『バーべラティスム・アメリカ・クラハクフルーム学派』、一一八頁。
- (13) Rainer Schmalz-Brunn, "Selbstorganisation, Selbstregierung, Selbstverwirklichung : Die Idee der Öffentlichkeit im Spiegel moderner Demokratietheorie," in Gerhard Göhler (Hg.), *Macht der Öffentlichkeit—Öffentlichkeit der Macht*, Nomos, 1995, S.57.
- (14) Bohman, *Public Deliberation*, p.31.
- (15) ボーマンは、「熟議を公的なものにするのは何か、熟議は何を達成するのか、そして熟議はどの時点で実際に成功したと言ふのか」这样一个問題について、手続き主義は十分に議論するに足りない立場である。Ibid., p.25.
- (16) David Miller, "Deliberative Democracy and Social Choice," in David Held (ed.), *Prospects for Democracy : North, South, East, West*, Polity Press, 1993, p.75.
- (17) Cf. Offe and Preuss, 1991.

- 説
論
- (18) Cass R. Sunstein, "Democracy and Shifting Preferences," in David Copp, Jean Hampton, and John E. Roemer (eds), *The Idea of Democracy*, Cambridge University Press, 1993, p.197.
- (19) *Ibid.*, p.196 f.

(20) ただし、選好の「変容」である以上、熟議民主主義はその参加者に自己利益を単純に放棄する」と求めらるわけではない。重要なことは、熟議への参加の際に自己利益を放棄する」ではなく、「当初の選好が他者の観点を考慮に入れるように変容する」(「トローラー」)である。むしろ、ショームス・フィーロンのように、人々が「純粹に非利己的」であるならば、そもそも熟議は必要ではなくなると主張する論者も存在する。人々が「実際には利己的であるのに、利己的に見られたくないと欲する」からこそ、熟議を行なう意義がある、といふのである。この場合には、自己利益は熟議の必要条件であるところになる。James D. Fearon, "Deliberation as Discussion," in Elster (ed.), *Deliberative Democracy*, p.54 f. 熟議民主主義と自己利益との関係については、第四章で再び検討する。

(21) 旗手俊彦は、「熟議民主主義は、「民主主義を政治的決定の正当化根拠としてではなく、リベラルな諸価値の実現手段として位置づけている」と述べている。しかし、以下で検討するように、熟議民主主義に「政治的決定の正当化根拠」の提出という目的が存在することは否定できない。したがって、「リベラルな諸価値の実現手段」としての熟議民主主義理解は、熟議民主主義のプロブレマティーケをやや単純化する恐れがある。旗手俊彦「法の帝国と参加民主主義」、井上達夫・嶋津格・松浦好治編『法の臨界』[I]「法的思考の再定位」、東京大学出版会、一九九九年、一七八頁。

(22) 投票のバラエティクスの詳細については、佐伯伸「[あめ方]」の論理—社会的決定理論への招待」、東京大学出版会、一九八〇年、一七二三頁、小林良彰『公共選択』、東京大学出版会、一九八八年、五三・五五頁、宇佐美誠『決定』、東京大学出版会、一九九〇年、一一一・一二七頁、などを参照。

(23) 例えば、ミラーは次のように問題を設定する。「トローラー」社会的選択の諸問題は、「リベラル・デモクラシーから」熟議

- に基づく民主主義の理想に切り替へるべきじよひ、完全に回避されねりかがやめやあらうか」（Miller, “Deliberative Democracy and Social Choice,” p.80）。「トーラ同様の問題関心を持つものとして、Jack Knight and James Johnson, “Aggregation and Deliberation : On the Possibility of Democratic Legitimacy,” *Political Theory*, vol.22, no.2, 1994, p.284がある。ただし、シヤック・ナーベルバハーベ・ヒムハヘハゼ、熟議民主主義の理論家がその擁護のために社会的選択理論に依拠するには、かえって問題を生み出すところへ立場である。」「トーラナイヤムヒムハヘハゼの関係は、第四章で論じる。
- (24) Miller, “Deliberative Democracy and Social Choice,” p.81. Cf. Dryzek, *Democracy in Capitalist Times*, p.110. リの主張に対する批判として、レーベン、第三章で検討する。
- Bernard Manin, “On Legitimacy and Political Deliberation,” *Political Theory*, vol.15, no.3, 1987, p.344.
- Ibid.*, pp.345-351.
- (25) Ibid., p.351 f.
- (26) Ibid., p.351 f.
- (27) Ibid., p.351 f.
- (28) 「投票のパラドックス」問題は、既に一八世紀からボルダやコハルセによつて論じられてゐる。また、マリノム、集合的意意思決定の「正統性の源泉」の問題を考察する際に、ルソーへの議論を取り上げてゐる。
- Rainer Schmalz-Bruns, *Reflexive Demokratie : Die demokratische Transformation moderner Politik*, Nomos, 1995, S.131 f, 138 f.
- Offe and Preuss, 1991, p.145.
- (29) Claus Offe, “Fessel und Bremse : Morale und institutionelle Aspekte »intelligenter Selbstbeschränkung«,” in Axel Honneth, Thomas McCarthy, Claus Offe, und Albrecht Wellmer (Hg.), *Zwischenberechnungen : Im Prozeß der Aufklärung*, Suhrkamp, 1989, S.759.
- (30) リの問題は、熟議民主主義が選好の変容論を提起する理由・文脈の確定にある。選好の変容論が「クロ・マクロ媒介問題の解決に成功してゐるのかどうか」という点は、ややろん重要な論点であるが、リの点は次章以下で検討す。

- 規範的含意を伴つてゐる。Elster, "When Rationality Fails," p.19。
- (34) たゞし、合理的選択理論は「第一義的には規範理論」とのエルスターの指摘が示唆するよつて、「理論的」よりも、「規範的」含意を伴つてゐる。
- (35) Claus Offe, "Micro-Aspects of Democratic Theory : What Makes for the Deliberative Competence of Citizens?", in Axel Hadenius (ed.), *Democracy's Victory and Crisis*, Cambridge University Press, 1997, p.83 f.

(36) *Ibid.*, p.88 f. Vgl. Hubertus Buchstein, "Die Zumutungen der Demokratie. Von der normativen Theorie des Bürgers zur institutionell vermittelten Präferenzkompetenz," in Beyme und Offe (Hgs.), *Politische Theorien in der Ära der Transformation*, S.313 f.

(37) Buchstein, "Die Zumutungen der Demokratie," S.314.

(38) Bohman, *Public Deliberation*, p.5, 17.58. ポーラーは、「よりよばな熟議民主主義理解は、ハーバーマスなどの主張する「討論（discourse）」ではなく、「対話（dialogue）」である」といふ。*Ibid.*, p.57 f. たゞし、本稿は、'deliberation' discourse' dialogue

ふるの厳密な区別によつての議論を行なわなか。その理由は、第一に、リードの主たる関心は、全体としての熟議民主主義論の特徴を描き出すことにあり、第二に、熟議民主主義の理論家においても、上記の概念の厳密な区別に必ずしも固執しない論者も存在し、第三に、本稿の関心が現代民主主義論全体の中に一とりわけ開拓民主主義論との関係において熟議民主主義論を位置づけようとするのである。〔注〕田辺のことは、以下の参照。Emily Haupmann, "Deliberation=Legitimacy=Democracy," *Political Theory*, vol.27, no.6, 1999, pp.857-872.

(39) Offe, "Fessel und Bremse," S.758.

(40) 「反省的選好」とは、「自らの觀点と相反する觀点との意識的対立、あるいは市民が反省によって自らの内部に発見する多様な觀点の意識的対立の結果であるような選好」 ふれられ。Offe and Preuss, 1991, p.170.

(41) Elster, "Introduction," p.6.

(42) オットフュが、「革命」を「進歩」に対する「非常ブレーキ」として捉え直すヴァルター・グハヤーンの構想に賛同している。

現代民主主義理論における分岐とその後（一）（田村）

後者と袂を分かつのは、彼が「自らの実践を自己修正する実践理性の能力を信じる」からである。Offe, "Fessel und Bremsen," S.755.

(43) ハーバーマスは、「ある発言の合理性は、批判および根拠づけが可能かどうかにかかっている」と述べている。Jürgen Habermas, *Theorie des kommunikativen Handelns*, Bd.1, Suhrkamp, 1981, S.27. ユルゲン・ハーバーマス（河上倫逸／M・フープリュム／平井俊彦訳）『ノット＝ニケイシミン的行為の理論（上）』、未來社、一九八五年、二二二頁。

(44) アルベルト・マルツチの以下のようない主張を参照。「複合社会において、政治は単に過去の残滓となってしまったわけではない。それどころか、政治的関係がこれまで重要であったことはない。決定・選択・政策等の諸手段によって複雑性を規制する必要性は、かつてないほど増大している。驚くほど急速な変化に従う諸システムの不確実性が減少させられるべきであるならば、そやした決定・選択・政策が保証されなければならない。複雑性と変化は、決定の必要性をもたらすのである。」（傍線による強調は引用者）Albert Melucci, *Nomads of the Present : Social Movements and Individual Needs in Contemporary Society*, Temple University Press, 1989, p.165. アルベルト・マルツチ（山之内靖・貴堂嘉之・宮崎かすみ訳）『現在に生きる遊牧民—新しい公共空間の創出に向けて』、岩波書店、一九九七年、一一一頁。

(45) Hauptman, "Deliberation=Legitimacy=Democracy". なお、ある理論が（暗黙に）固執している要素を明らかにするという問題に於いては、フリードリッヒ・ニーチェやマルキ・ド・サドの視座に照らすといふべし、（近代）政治理論における前提や固執を明らかにしようとする、下記の著作からも示唆を得ている。William E. Connolly, *Political Theory and Modernity*, Basil Blackwell, 1988, chap.1, esp. pp.1-6. ウィリアム・E・コノリー（金田耕一・栗栖聰・的射場敬一・山田正行訳）『政治理論とモダニティ』、昭和堂、一九九三年、第一章、とりわけ三一・一四頁。